

第2日目(12月16日) (金曜日)

1. 出席議員

1番	城後	光	2番	横山	聖代
3番	三石	孝	4番	北村	清美
5番	脇坂	正孝	6番	百武	辰美
7番	中尾	尊行	8番	石峰	実
9番	尾上	和孝	10番	川田	保則
11番	太田	一彦	12番	堀池	主男
13番	藤川	法男	14番	今井	泰照

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 山田 清 主任書記 樋口 晶子

4. 説明のため出席した者

町 長	一瀬 政太	副町長	松下 幸人
総務課長	村川 浩記	商工振興課長	澤田 健一
企画財政課長	前川 芳徳	税務課長	朝長 哲也
住民福祉課長	山口 博道	健康推進課長	楠本 和弘
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長 義之	建設課長	吉田 耕治
水道課長	堀池 浩	会計管理者兼 会計課長	諸隈 三恵子
教育長	岩永 聖哉	教育次長	福田 博治
給食センター所長	中村 和彦	総務課行政担当係長	林田 孝行
企画財政課 財政管財係長	坂本 昌俊		

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

全員御起立ください。おはようございます。ただいまから平成28年第4回波佐見町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

これから、昨日に引き続き、一般質問を続けます。

順次発言を許します。

5番 脇坂正孝議員。

○5番（脇坂正孝君）

おはようございます。私はこのたびの町議会議員選挙で、おかげをもちまして、この壇上に立つことができました。このことを感謝しつつ、2件ほど質問をいたします。

まず、歴史文化交流館（仮称）でございますけれども、この整備についてでございます。

歴史文化交流館（仮称）は、平成27年度から30年度までの4年間で、総事業費3億1,612万円を見込む整備計画が進められております。27年度末には基本計画を、本年5月から11月までに実施計画を行い、29年1月から30年6月までに整備工事を行うと予定されておりますが、次の項目について質問をいたします。

第1点、財源でございます。

それから第2点、進捗状況。

第3点、施設・設備の概要。

第4点、陶芸の館・観光交流センター及び農民具資料館との整合性。

第5点、資料等の常設、企画・特別展示の計画。

第6点、観覧料及び年間の入場見込み者数でございます。

次に、第2点です。

はさみ炎まつりについてでございます。

11月6日に開催されましたはさみ炎まつりは、秋の祭りとして恒例化し、年々盛大になっ

ていると聞いております。この祭りは、波佐見百選によりますと、「基幹産業である窯業と農業をPRしようと毎年11月第1日曜日に開催し」とあります。また、決算の説明資料にも、「窯業と農業の基幹産業を活性化させるため」とあります。しかし、祭りの名称が「炎」のみでは、窯業関係のみのイメージが強うございます。この祭りのさらなる発展のために、農業関係をイメージできる言葉を加えられ、名実ともに窯業と農業が両立する祭りの名称に変更できないものでしょうか。

また、これに関連しまして、今回、シャトルバスが運行されず、会場から遠い地区の皆さんから、足の確保ができず不便だったと聞いております。このシャトルバスの運行ができなかった理由、それから今後の計画ですね、今後どうされるかについてもお尋ねをいたします。

以上で壇上席からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

5番 脇坂議員の御質問にお答えいたします。

（仮称）歴史文化交流館の整備については、教育委員会より答弁がありますので、よろしくお願いいたします。

まず、はさみ炎まつりについてでございますが、本町の秋の祭りとして恒例化し、年々盛大になっています。この祭りは、基幹産業である窯業と農業のPRと活性化のためのイベントであるが、祭りの名称が炎のみでは窯業関係のイメージが強い。この祭りのさらなる発展のために、農業関係をイメージできる言葉を加え、名実ともに窯業と農業が両立する祭りの名称に変更できないかという御質問ですが、はさみ炎まつりは、平成8年に開催された炎の博覧会を契機に、翌年の平成9年に第1回炎まつりが開催され、ことしで20回目を迎えました。

一方、農業感謝祭は、ことしで35回目の開催となりました。ともに11月上旬に開催されていた波佐見町の2大産業である窯業と農業のそれぞれのイベントを、産業まつりの意味合いから、合同で開催したらどうかとの声が大きくなり、平成13年には炎まつりと農業感謝祭を合体し、炎まつりとして開催したのが始まりです。

合同開催となった1年目は、やきもの公園駐車場側で従来の炎まつりを、勤労福祉会館前の駐車場で農業感謝祭をそれぞれ分離しての開催となりました。平成14年度からは双方のイベントも融合し、それぞれの特徴を出し合ったイベントに仕上がりに、今日まで、窯業と農業

の産業まつりとして盛り上がってきました。

さて、議員御指摘の祭りの名称についてですが、確かに炎の文字は窯業のイメージを強く感じますが、サブタイトルには、「農業感謝祭」、「食とうつわの祭典」と題しており、農業イメージも十分に感じられるものと思います。

しかしながら、炎まつりも20回を迎え、マンネリ感や疲労感も感じることから、祭りの内容や開催のあり方、さらには名称につきましても、来年度に向けて、関係団体とも連携を図りながら総合的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

脇坂正孝君の御質問にお答えをいたします。

歴史文化交流館（仮称）の整備について。歴史文化交流館（仮称）は、平成27年度から30年度までの4年間で整備計画が進められている。27年度末には基本計画を、本年5月から11月までに実施計画を行い、29年1月から30年6月までに整備工事を行うと予定されているが、次の項目について質問するというので、1、財源、2、進捗状況、3、施設・整備の概要、4、陶芸の館・観光交流センター及び農民具資料館との整合性、5、資料等の常設、企画・特別展示の計画、6、観覧料及び年間の入場見込み者数についてのお尋ねでございますが、歴史文化交流館（仮称）は、本町に有する貴重な歴史文化遺産を保存・公開し、町民や子供たちが歴史を学ぶ場所として、また、本町の歴史文化を町内外に発信する拠点として整備を行い、交流人口の拡大にも大きく寄与するものと考えております。

整備については、議員の御質問にもありますとおり平成30年6月を目指し、現在、実施設計を行っている段階でございます。

まず、1点目の財源についてでございますが、歴史資料館、博物館や類似する施設に対する補助事業はないことから、交付税措置がある起債事業を財源としております。

2点目の進捗状況ですが、平成27年11月に、学識経験者4名、地域湯無田郷自治会長や公募委員2名などを含め、計11名による波佐見町歴史文化交流館（仮称）建設検討委員会を設置し、基本構想、実施設計及び施設運営等について、これまで5回にわたり協議を行っている状況です。

進捗状況についてですが、質問にありましたとおり、本年11月に実施設計を完了する予定でありましたが、実施設計に係る施設内の展示配置検討や運営の内容等、検討事項が多岐に

わたっている上、整備工事が民家の改修と新築が一体となった複雑な内容であるため、建築基準法や消防法に基づく所管省庁の協議に不測の日数を要したことから、設計期間を延長し、来年3月に完了させたいと考えております。

3点目の施設・設備の概要ですが、施設並びに設備については建設検討委員会で検討中ですが、施設の概要は、民家部分は事務所研究スペース、常設展示スペース、交流スペース、また新築部分には常設・特別展示スペース、作業スペース、収蔵保管スペースを設置します。これに伴う展示設備については、今後、建設検討委員会で検討を進めたいと考えています。

4点目の陶芸の館・観光交流センター及び鬼木郷にある農民具資料館との関係についてですが、陶芸の館・観光交流センターは、波佐見を訪れる方々に波佐見町を広く知ってもらう施設として、また、歴史文化交流館（仮称）や農民具資料館、その他の観光施設等を紹介する拠点として考えており、現在の展示内容は大きく変更しないことを考えています。

また、農民具資料館についても、歴史文化交流館（仮称）には農民具を原則展示しないこととしていますので、従来の展示を基本としています。歴史文化交流館（仮称）の展示内容が決定した後、内容の整合性が必要な場合は見直しを考えたいと考えております。

一方、歴史文化交流館（仮称）は、町民並びに波佐見町を訪れる方々に深く波佐見町を知ってもらうよう、波佐見町が輩出した偉人や幅広い年代の歴史資料を展示し、また、陶磁器についても学術面での記述等を行い、充実した施設にしたいと考えております。

したがって、陶芸の館、農民具資料館、そして歴史文化交流館（仮称）の施設がそれぞれの特徴を生かし、すみ分けができるよう整備したいと考えております。

5点目の資料等の常設、企画・特別展示の計画についてですが、常設展は、波佐見町の偉人コーナー、波佐見町の歴史コーナー、藤田コレクション、三上コレクション、波佐見焼の展示を計画しております。また、企画・特別展については、テーマを定め、年に1から2回程度開催したいと考えております。

これらの具体的な内容については、今後、建設検討委員会で検討を行いますが、いずれにいたしましても、波佐見町の歴史、文化及び波佐見焼の生い立ちがわかりやすく、また深く知り得る展示にしたいと考えております。

6点目の観覧料及び年間の入場見込み数についてですが、観覧料についても、現在、建設検討委員会で協議しており、現時点で結論は出ておりません。

他の博物館、美術館等から展示品を借り入れて開催する特別展については、観覧料を徴することで論議が進んでおりますが、通常の観覧料については委員からさまざまな意見が出ており、事務局で論点を整理している段階でございます。

また、入場者見込み数は、近隣の類似した施設では年間3,000人から9,000人と幅がありますが、歴史文化交流館（仮称）は、西ノ原かいわい、やきもの公園、陶芸の館、中尾山等の既存の観光ルートからの周遊や永尾、三股の国指定史跡等の観光資源との連携を深めるとともに、常設展や企画・特別展の充実を図りながら、近隣の施設を上回れるよう、来場者の目標を今後定めていきたいと考えているところでございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

先ほどの町長の答弁の中で、炎のまつりについては、一応、ことしで一区切りをされる予定でしょうか。今の形態としての祭りですけども。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

炎まつり自体の一区切りというより、内容も含めて、いろいろこう、まだ関係機関と検討をするという意味でございます。終わるとか終わらないとかいう意味じゃなくて、内容を含めて検討するという意味でございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

一応、内容の再検討というふうなことで解してよろしゅうございますですかね。

そしたら、先ほど私が申し上げましたネーミング等につきましても、またゼロからの出発ということも考えられるわけですね。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

そうですね。先ほど町長が答弁したとおり、名称も含めたところでの検討にはなりますけれども、名称もですね、その当時、やきもののイメージが非常にするということですが、当時、私も農林のほうにいましたけれども、炎というのは、食にも相当関係する、農業にも関係するというのでそういうネーミングになってるところもありますので、どこまで検討できるかわかりませんが、そういったサブタイトルあたりをつけながらも、名称も内容

も検討していきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 協坂議員。

○5番（協坂正孝君）

せっかく長年続いてきた祭りでございますので、将来的にも発展していくためには、農業関係のイメージもイメージできる言葉を加えまして、名実ともに窯業と農業が両立するような祭り、こういったものに今後持っていければと、そのように私、思っております。

今回のパンフレットを見ますと、さまざまな、先ほど町長がおっしゃいましたように、食とうつわの祭典と、それから健康づくり食育祭と、こういったことでイベントも、青空農家レストランとか長崎和牛の試食会、新米ほたるの米の抽せん会、それから波佐見焼の販売コーナー、バザー各種と、いろいろされておりますので、相当、関連産業についても効果が期待できるものと思っておりますので、今回検討されました中でさらなる発展につながりますように、恐らくそれぞれの団体からなる協議会ですか、こちらのほうで検討されると思いますが、そういった御指導のほうもよろしくをお願いをいたしたいと思えます。

それから、シャトルバスにつきましては、今回なされてなかった、運行されなかったことについては、いかがな、どのような理由だったのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

シャトルバスが運行できなかった理由ですけれども、まずその前に、この祭りの運営に関して、準備、当日のスタッフ、後片づけ等ですね、窯業関係の皆さんや、商工会の特に青年部の皆さん、また農業振興会の皆さんの相当なボランティアがあってこの祭りが成り立っているということを御理解していただいた上で、まず、シャトルバスが運行できなかったのは、年々予算的に相当厳しくなっている、また、バス代がいろいろな事故等によりまして、全国の事故等によりまして、バス代が相当高騰してきている、そういう中で、これまで繰越金のほうもかなり額があったんですけれども、それもだんだん年々食い潰してきているような状況で、予算を組むときに、どうしてもバス代が捻出できなかったという、イベントの中身に優先をする余りにバス代に回せなかったというのが一つあります。

それと、状況を見てみますと、行きのバスの乗車率は事務局のほうに聞いてみますと、行きのバスの乗車率がそう多くない。ただ、帰りは飲酒されているということもありますので、相当利用されてはいたんですけれども、そういう関係もありまして、ちょっと今回、バスを

運行しなかったということになっております。

ただ、このように周りからもいろいろそういった意見が出てますので、そこも含めて、運行の復活も含めて協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 協坂議員。

○5番（協坂正孝君）

予算的に厳しい面があるというふうなことでバスの円滑な運行ができなかったということでございますけども、現状の予算でやられるか、今後どうなるかわかりませんが、バスの運行を工夫されるとか、どうしてもアルコールが入ったりしておりますので、帰りを重点的に運行するとかですね、そういった工夫も今後、この際ですので、なされていければよろしいんじゃないでしょうか。

やっぱりどうしてもにぎわうためには、ある程度、アルコールの提供も必要でしょうし、それに伴いまして、後の足を心配せないかんということもありますので、その辺も踏まえまして、今後検討されるということでありましたら、このことも検討の材料として、その中に入れていただくようお願いをしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

議員がおっしゃるように、私も若干遅れて参加いたしました。いきなりシャトルバスのことを言われました。現場の皆さん方の声を、やっぱりそれが一番インパクトの大きかったんじゃないかなというような思いをいたしております。

それと、前は農業感謝祭の舞台が、ちゃんと表彰とか、農業関係の表彰なんかがあったわけですよ。そして、三角のあれとか綱引きでみんなにぎやかにやって、だんだんちょっとそのことが少なくなる、農業関係のことがですね。

それで結局、農業関係でそういうことするから、やきもののほうのも何か表彰をせんばちやなかかという、そういう声が上がってきて、めし碗グランプリの表彰をした。そうすると、今ここ数年、そっちのほうに非常にフットライトが浴びてきたというようなことでございます。

今までは順次、そのたびに反省会をして、順次、改善をしてきたところでございまして、そういうふうな20年たって、やっぱりある面ではもう少し踏み込んで、抜本的な改革、改善

をするべきじゃないかなと。

だから、十分、実行委員の方々も今回のことを受けとめていただいておりますので、そういう面で今、議員がおっしゃってるようなこと、そういうことも十分踏まえて、総合的に、改革、改善を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

20回を一つの区切りとされて、また、町の基幹産業であります窯業、農業、そしてまた関連産業が、こういったものを通じましてますます発展することを願ひ、そしてまた、この祭りがその一翼を担ってるということを浸透していただいて、御検討願えればと、そのように思っております。

続けて、よろしいでしょうか。

次に、仮称の歴史文化交流館でございますけども、先ほどの御答弁の中で、今年度工事をされる予定がですよ、工事設計が遅れているということでございますけども、その辺で、平成30年の6月までに事業計画されておりますが、後のずれる見込みと申しますか、その辺はいかがでございますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長の答弁があつたとおり、本年の11月に実施設計を完了する予定でございましたが、検討事項が多岐にわたると上、消防法や建築基準法をクリアする内容が多うございました。そのため、答弁のとおり、3月に設計を延長することで今、手続を行っています。

そのことに伴いまして、発注が来年の6月になります。ですので、3カ月程度遅れるということも今、見込んで、その辺のスケジュールを立ててるところでございます。

実際の手続を踏まえ、設計書が上がった段階で工期を定めますので、6月より若干おくれる可能性があるということはお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

30年の6月よりオープンが遅れるということでございますかね。私は、30年の6月ということでございますけども、二、三カ月のことでございますので、30年の3月までに整備を

終えていただいて、そして4月、5月の陶器市、そしてまた5月の連休ですね、これに間に合うようなオープンができないかということを再質問する予定だったわけですが、どうしても、そうなりますと、もう6カ月間遅れるということになります、さらにですね。6カ月間って、3カ月おくれますと、6月が9月ぐらいになると。夏休みにも間に合わないということでございますかね。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

御指摘のとおり、私たちとしては大変不本意であるんですが、設計内容は大変多岐にわたっております。展示内容もしっかりしないと、やはりしっかりしたものができないという認識ですので、若干遅れることはやむを得ないと思っています。

ただし、少なくとも今遅れてる3カ月を延期する程度ですから、30年9月より前にはオープンさせたいと思いで頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

ただいま申しましたように、私はもう30年の4月、5月からの開館を期待しておったわけですが、どうしても、そうなりますと、できればですね、大いに急いでいただきまして、そういった予定どおりのオープンということを期待するわけですが、最大遅れても夏休みですね。最初が肝心でございますので、何かの祭りとか、それからイベント、休み期間、こういったものに間に合わせて、そこら辺でオープンセレモニー行って、後の利用に、観覧に備えるということが望ましいことかと私は思っております。

施設等の名称として、仮設ではありますけれども、交流館という名称をつけておられます。交流人口を拡大される、交流人口の拡大を目指す町長の意向、熱意のほどを感じるわけですが、単なる資料の収蔵とか、それから常設だけの展示じゃなくて、先ほどおっしゃいました企画・特別展ですか、これも年に一、二回は開催するということでございますので、その辺は、そういった効果を上げるためには大いに期待をしているところでございますが、何とでもですね、この種の施設というのは、近隣の資料館等で3,000人から9,000人とおっしゃいましたけれども、やはり少ないんですよ、観覧者が。そして、常設だけでしたら、これは年をとるごとに、一度見ればいいやというふうなことになってしまいますので、そうい

った意味で、企画・特別展を大いにやってもらおうということで、交流人口をふやす一つの基礎と申しますか、そういったものにしていただければと、そのように思っております。

それから、あと、施設の概要の中でですけども、講座室ですか、DVD等を含めた講座室、こういったものは設けられる予定でしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

御指摘のとおり、交流スペースの中にDVDコーナーを設けて、皿山人形浄瑠璃のDVDとか、または祭りのDVDとか、さらには波佐見焼の工程のビデオとか、そういうとを上映できたらなということで考えております。そういったコーナーも設けることで現在検討が進んでおります。

以上です。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

議員のほうから、前段で申されました交流館の名称のことですが、交流館の名称につきましては、今検討委員会のほうでる検討をして、仮称という言葉で使わせていただいています。

ただ、この交流館というのが、中尾にも交流館ございますので、そこら辺との整合性も同じ名前というものも論議の中で上がっております。

我々がこの交流館というものの、この館のイメージとしておりますのは、この歴史文化の館というのがどうしてもイメージ的に堅くなって、将来的には、いわゆる負の遺産というものになりがちであるということが、我々が一番心配しているものでございます。今、議員のほうからも御指摘があったとおりです。入場者が少なくなる。そこら辺を十分考えながら、今回の（仮称）交流館につきましては、人々が気軽に入ってこれる、いわゆる交流スペースというものを答弁の中でも使わせていただきましたけれども、あるいは憩いの場、交流の場、そういうふうなものが施設の中にあるという、そういう館にしたいなというふうに考えています。

ですから、皆さんが気軽に来て、展示も見ていただく、あるいは勉強もしていただく、あるいは集っていただく。そういう館になればいいなということ大きな目標にして今、進めているところでございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

交流館という名称が使われたことにつきましては、使われたというか、まだ仮称でございますけれども、陶芸の館も、一応、交流という文字がついてまして、長崎県に100以上の同種の施設があるわけでございますけれども、交流という言葉を使った施設というのは波佐見だけなんですよね。

ですから、この言葉は大いに使っていただきまして、そして、教育長おっしゃったように、気楽に、気軽に入れる、一つの研究とか、重苦しい場だけじゃなくて、交流ができるスペースと、そういった方向でつくっていただければと、施設づくりをやっていただければというふうに思うわけでございます。

ぜひ、私の希望としましては、交流館なり、またこういうふうな似たような言葉ですか、これを残していただければと、そのように思っております。

あと、それから、駐車場でございますけれども、この辺の予定はいかがでございますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

現在の前庭、表門の前がございまして、そこを駐車場にかえるということで計画をしております。大きい木がございまして、多少大きい木を切って駐車場を確保します。

現時点の検討では、普通自動車を11台程度、その中に身障者用を1台設けるようにしています。あと、大型バスが停車できるよう、今考えているところでございます。大型バスは1台ですね、という確保したいということで現在考えております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

駐車場につきましては、できれば大型バスもあと1台ぐらいは入れるぐらいの、大体、見学してもらえる行程が似たりよったりとなることも考えられますので、必要じゃないかと思っておりますけれども、スペースの関係でその辺は難しい面もあろうかとは思いますが、ほとんどがバスあるいは自家用車の利用かと思っておりますので、この辺の対策もお願いをしたいと、そのように思っております。

観覧料等は今後ということですよ。特別……。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長が答弁したとおり、通常の観覧料については、委員の皆様からさまざまな御意見をいただいております。県内の状況を、類似した施設を見ても、無料と有料ということでかなりはっきり分かれていますので、その辺の状況も調べながら今、論点をまとめる状況でございますが、最終的には、建設検討委員会のほうで結論を出していただくということで考えております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

一応、検討委員会のほうで検討されるということでございますけども、確かにあちこちの施設を見ますと無料も多うございますし、大体有料でも100円から200円と、それから、特別展示をされる場合が300円とか500円と、こういった流れでございますので、その辺も勘案されながら一つの案を出させていただければと、そのように思っております。

それでは、以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（今井泰照君）

以上で、5番 脇坂正孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時より再開いたします。

午前10時40分 休憩

午前11時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、11番 太田一彦議員。

○11番（太田一彦君）

皆さん、おはようございます。

私も10月の選挙におきまして、おかげさまで当選させていただきました。4期目を迎えることになりました。今後も、微力ではありますが、波佐見町発展のために力を尽くしてまいります。

たいと思います。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

西ノ原土地区画整理事業と西の原地区の交流人口拡大についてであります。

まず1番目に、西の原地区は、今や波佐見町の観光の拠点になっていると言っても過言ではありません。さらなるにぎわいと交流人口拡大のために、西ノ原土地区画整理事業の推進は不可欠であると思います。

現在の進捗状況と今後の事業への取り組みをどのように考えておられるのかをお尋ねします。

次に、本事業のこれまでの効果について、メリットとデメリットをどのように分析、あるいは判断されているのかをお尋ねします。

次に、さらなる交流人口の拡大のため、旧公会堂の活用をどのように考えておられるのか。また、最後に、この地区の定住人口の拡大を今後どのように進めていかれるのかをお尋ねしたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

11番 太田議員の御質問にお答えいたします。

まず、西ノ原土地区画整理事業と西の原地区の交流人口拡大人口について。

その1、西の原地区は、今や波佐見町の観光の拠点になってると言っても過言ではない。さらなるにぎわいと交流人口拡大のために、西ノ原土地区画整理事業の推進は不可欠であると思う。現在の進捗状況と今後の事業への取り組みをどのように考えるのかという御質問ですが、議員お説のとおり、西の原地区は波佐見町観光の中心的存在で、年々増え続ける観光客の受け皿として、大きな期待を寄せている新たな観光スポットであります。

特に、カフェや雑貨店、セレクトショップなど、民間の力で展開されている西の原工房では、県外からの来訪者が多く、若い観光客で常ににぎわいを見せています。また、近隣の陶芸の館でも年々来訪者が増え続け、毎年右肩上がりの状況です。西の原周辺では、この二つのスポットの間に新たな飲食店が幾つか開業するなど、周辺を歩いて回るのに絶好の条件が整いつつあります。

観光面においては、この西の原地区をハブ化し、西の原目的の観光客をそのまま帰らせる

ことなく、町内のほかの観光スポットへ誘導することも考えられます。

西ノ原土地区画整理事業につきましては、区画整理による市街地の再生や各種公共施設、既存窯業施設、市街地の住環境との調和のとれた一体的な整備拡充などによる再生・活性化を目指し、平成9年度に国の事業認可を受け、現在、平成33年度までに認可を延伸して事業を進めているところです。

議員御質問の進捗状況ですが、平成28年度末の事業費ベースで24.3%の予定となっております。

今後の事業への取り組みについてですが、平成24年度から西ノ原環状線のエリアや排水対策等の緊急性が高い箇所を中心に整備を進めているところで、旧中央小学校跡地の7街区宅地造成工事や排水対策等に伴う区域内の建物移転補償を実施しており、引き続き事業推進を図っていくことにしています。

ただ、国の予算も非常に厳しく、毎年の内示率の低下や町の財政事情も、扶助費の増加等で極めて厳しい状況にあります。

今後とも、西の原地区の置かれた現状等を十分勘案しながら進めなければなりませんので、事業の推進及び実施に当たっては、国、県並びに地元とも十分協議・調整を図りながら進める考えであります。

次に、本事業のこれまでの効果について、メリットとデメリットをどのように分析あるいは判断されているのかという御質問ですが、議員御質問のメリットとデメリットについてですが、事業途中であることから、すぐに事業効果が出るようなものではないと考えています。

まず、メリットとして考えられることは、市街地の再生及び産業基盤の確立を図るために、各種公共施設の整備ができること、特に道路（県道）においては、幅員が狭く、見通しが悪いカーブ等の改善や歩道設置により、交通事故の危険性が低くなり、通学する児童・歩行者の安全確保ができること。また、浸水対策では、局地的豪雨が発生する頻度も高くなっており、整備による浸水被害が解消するなど考えられます。

また、デメリットですが、総事業費が64億8,900万円と多額の費用が必要であり、町の財政状況等からしても長期間を要すること。それに、区域内では都市計画法や土地区画整理法等の法律の制限を受けるなど、これ以外にも多くの事項があると思われまます。

次に、さらなる交流人口拡大のため、旧公会堂の活用をどのように考えているかという御質問ですが、旧公会堂の活用につきましては、これまでも本議会において何度か御質問をい

ただき回答してきたところであり、基本姿勢に変わりはありませんので、繰り返しの答弁になることを御了承願います。

平成24年2月に旧中央小学校講堂兼公会堂保存活用委員会から、そのままの姿を可能な限り残すこと、安全性の確保や衛生施設の整備など最低限度の改修を行うこと、大型木造洋館の構造や音響を生かした感性を生み育てる施設とし、多方面で多用途に活用できる多目的ホールとしての活用が好ましいとの答申をいただいておりますので、町としましてもその答申を尊重する方向で、多目的ホールとしての活用を主に考えております。

また、西の原地区の昨今のにぎわいは本町の活性化にとって弾みをつけるものであり、1番議員の御質問にお答えしましたように、他事業との連携構築を図りながら事業の進展を図り、今後、人の流れが点から線へ、そして線から面へと広がり、一層の地域のにぎわいにつながるような活用法も検討してまいりたいと思います。

次に、この地区の定住人口の拡大をどのように進めていく考えかという御質問ですが、お尋ねのような西の原地区だけに限定しての定住人口拡大策というものは特に策定しておりませんが、暮らしに安らぎを感じる都市の創造を理想に西ノ原区画整理事業を進めているところであり、事業における人口計画については、土地利用に基づき、現況の地区内人口約550人に加えて、開発される一般住宅地の将来住戸プランによる開発人口約350人として、計画人口を900人で設定しています。

このことから、西ノ原環状線エリアの整備を進めることで開発される宅地に、区域外からの定住化を推進する必要がありますので、定住化促進事業等との連携や活用を促していきたいと考えています。

また、仮換地指定した土地の有効活用には、土地所有者の御理解と御協力が不可欠であり、実際、取り引きもなされておりますので、空き地とならないように、今後も民間活力などと連携・協力しながら進めてまいりたいと考えています。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

私も、西ノ原土地区画整理事業については何回も質問をしてきているわけですが、まずですね、最初、この西の原地区、これは質問にも書いてますが、事業名の西ノ原の「ノ」は、片仮名の「ノ」です。最近、刷り物とか、あるいはマスコミに出るときの西の原の「の」は、平仮名の「の」なんですね。あるいは、この地域の呼び名の総称といたしますか

ね、統一した総称みたいなのをそろそろまとめたほうがいいのかなと。

というのが、西の原工房と、今答弁では町長言っていただきました。説明するときに、あの地域の、今、カフェがあり、雑貨の店がありますね。それからオーガニックの店があります。リンパマッサージの店もあります。それからアイスクリームのお店、おにぎりの専門店、コーヒー豆のお店、ほかにもあるかもしれません。それと、833スタジオがあつたりとかしてですね、非常にもう既にショッピングモールみたいな、あるいはアミューズメント施設みたいな形になってますので、何かこうネーミングをつけたほうが呼びやすいかなと。

西の原と言っても、なかなかちょっとぴんと来なかつたりする人もいます。これは、町内の人もわからない人もいらっしゃるかもしれません。今、結構町外から来られてて、ここに行きたいんですけどっていうのを、カフェに行きたいとか、何々に行きたいとか、いろいろ目的があられるみたいで。全部ここに今、集中してる部分がありますんで、何かこう、ネーミングを考えるような、大体執行部のほうで何かそういう話題が上がったりとか、あるいはそういうふうな形に持っていこうというような形にはなっていないのかどうかをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

カフェや雑貨店があるあの地域ですね、その周辺については、御存じのとおり、民間の事業者さんが展開されてるところでありまして、その事業者さんに聞いたところ、その会社としては、その部分は西の原——平仮名の「の」の西の原というブランドで、もう名前を決めて売り出していってるということで回答されました。

全体的にいう西ノ原地区というのは当然もっと広い範囲でありまして、ただその辺をですね、その民間で展開されてる部分を私たちがどうこうというのもちょっと言いにくいのかなというのもあって、その辺はいろいろ議題とかにも上がってないというのが正直なところでは。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

まず、事業での西ノ原の「ノ」は片仮名になっております。これは当然、今まで踏んできました都市計画法、あるいは土地区画整理法等の認可関係において、国に提出し決定された事項でございますので、事業の中ではやっぱりこれを使わなきゃいけないというようなこと

で考えております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

私なりにちょっと考えてきたんですけど、ちょっとそのアイデアはもう控えておきますね。それで、要するに観光の拠点になっておりますので、ここに観光案内所あたりを持ってくるといふことは考えていらっしゃらないのかどうかをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

現在の段階では、そこに観光案内ということは考えておりません。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

なぜそういうことを言うかといいますと、そこに訪れた方が次にどこに行くかという道案内といいますかね、そういうものを各店がやってらっしゃるみたいなんです。忙しいときに聞かれてもちょっと困るということで、次はどこに行きたいとかここに行きたいとかというのを、ぼちぼちそういうところも考えながら、先ほど町長の答弁にもありましたように、多くの方がお見えになってます。じゃあ、波佐見にはこういうもつといいところがありますよというようなところを、本当は紹介する場面としてはここがいいのかなと。

ただ、陶芸の館、観光交流センターのところまで歩かせたいというような御意志もあられるようなので、その辺のところはちょっとあれなんですけど、何かこう、説明できるような人、そういうことを入れたほうがいいのかなと。

それとまた、県のほうでのキスマイがここに来られたということで、相当な人たちがキスマイが来たところに来られてるという話も聞きますので、そういうことも説明できるような人が要るんじゃないのかなと。せっかくお越しいただいた観光客の方に、さらなるおもてなしという形で、そういうことを考えていただくことはできないかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今、そういった観光案内ということですけども、人での配置というのは、なかなかこう、

いろいろな協議が要るところだと思います。それを補完するために、今回、ここー、二年で、こういった観光の雑誌、「ことりっぷ」という観光のパンフレットだったり、「ディープ！！波佐見町」というパンフレットをつくりまして、そこからお客さんに見ていただいて、自然とこう、波佐見のほかの地域に観光に行ってみたくなるような、波及できるような、そういった目的でこういったパンフレットをつくりましたので、それを今のところはそれを活用していただいて、将来的には少し検討も必要かと思います。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

今の「ディープ！！波佐見」の雑誌なんですけど、今どういうところに置いてらして、今、大体どれぐらい配布されたか。まず、枚数ですね。どれぐらい印刷されたのかということと、どれぐらい今それを配られたのか。あるいは、今どこに行けばそれがあるのか教えてください。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず、「ディープ！！波佐見町」については、当初、5万部を印刷をいたしました。それが1年以内で全部なくなっております。そして、今回、ちょっと補正にも上げておるんですけども、1万部増刷をいたしました。

それを今、各観光施設、観光のこういった西の原にも当然ですけども、役場、あと観光協会、そういったいろいろギャラリーとか、そういった希望があられるところには置くようにいたしております。

そして、県外にも、5万部のうち県外にも相当発送して置いていただいております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

今、それを見て皆さん回られるという話だったので、ちょっとお聞きしたんですけど、ですから、来られてから見られるという形を今、言われてるような気がするんですけど、来る前に確かめるということもしないといけないので、これはホームページあたりの充実も要ると思いますけども、そのようなことも一緒に進めていかれたらいいかなと思います。

もう一つ、ここの地域に非常に今、訪れる方が多いので、車がすごく渋滞してます。駐車場の慢性的な不足というのを感じてるんですけど、その辺はどのように捉えられております

か。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

確かに西の原かいわいには、相当なお客さんの車があふれてるような状況で、常に満車のような状況でありますので、観光協会とも話をしてるんですけども、先ほどから言ってますように、まず、やきもの公園であったり、工業組合の横の西の原の駐車場も、そこも活用しながら、歩いて周遊できるような仕掛けをつくっていくことも一つの方法だというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

駐車場の問題、特に西の原工場の入り口が非常に狭くて、例えば嬉野側から来たときに、対向車線にちょっと入りながらこう入らないといけないような状況も見受けられて、もともと狭い道ですので非常に危険です。あそこの入り口を若干広くするようなことを考えられたほうがいいのかなと。これはできるかどうかわかりませんが、そういうことを早急にやるべきではないかなと私、思いますけど、ちょっと実態をよく見ていただきたいと思います。

また、周遊させる、歩かせるところ言われますけども、西の原のこの歩道がまた狭くてです、しかも歩道ががたがたしてますので、これ、ハイヒールのお客様だったらとても歩けないんですよ。そうすると、車道側に出て広がって歩かれてることをよく見ます。もう毎日私も通ってますので、毎日のように観光客の方があそこを通られてる実態がありますので、その辺のところも今後、ちょっと対策を考えなければいけないと思います。

そういうことで、区画整理事業はもっと進めなきゃいけないって言うんですけど、まず端的、今どうすべきなのかということですね。どういうふうなことを考えてらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今、歩いてあの辺を回ってるお客さんというのは私もときどき見かけますけども、あその通りが非常にちょっと交通量も多いし、歩道も狭いということありますので、当然、表側に行くのも、県道側行くのも一つの手でありますし、またいろいろなお店とかがずっと立ち並んでくれば、裏側ですね、銀行の裏側の道の活用というのも視野に入れて、そういった周

遊をしていただくというのを考えていかなければならないかというふうに思っております。

それと、観光バスも結構来るんですけども、バスに対しては、そういったカフェの前の、あその場所でとめることなく、西の原の駐車場のところとかやきもの公園でとめて歩いていただくようにやっております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

今、課長おっしゃったように、裏道、いわゆる町道西ノ原線ですね。西ノ原線を、十八銀行さんの裏です。裏の道ですね。旧公会堂の前からあそこまで、大日橋のところまでの西ノ原線というのを歩いてもらうように今はしたほうがいいと思うんですね。そのための何かこう、案内図みたいなのをされたらどうかなと。

まず端的、それやることで、観光客の方の、歩行者の方の危険をなるべく危険じゃないように、安全確保のために、そういうその道、ルートをちゃんと指示すべきじゃないのかなと私思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

確かに、安全対策の面では裏の道を通っていただいて、そういう誘導も当然、いろいろ案内とかもしていかなければならないと思います。けど、なかなかあの道、殺風景でありまして、なるべく表のにぎやかなところを通っていただいてお店に入っていただくとか、そういうのも一つ、ちょっと観光の目的でありますので、その辺、ちょっと兼ね合い考えながら進めていきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

相乗効果が出るようにしていただきたいと思います。

これはことしの陶器市のときの、5月3日の話なんですけど、大雨でした。まず、陶器市から言いますと、熊本地震があったその直後なのに、まず陶器市がそんなに減らなかったというのがすごいなと思いました。

実はこのとき、5月3日大雨で、かなりあそこが浸水しました。交差点のところですね、肉屋さんがあるところの交差点です。あそこに水がたまります。歩道が大雨になったら、川のように流れていくわけなんですけど、そのときにちょうど観光客の方が通られて、車が通って

ばっしょんと水をかぶったということを肉屋さんがおっしゃいました。観光にせっかく来たのに水をかぶったって言ってから、大変だったらしいです。

これは道路関係なんで、今も実態として、あそこにちょっと30分ぐらい大雨が降ると、すぐに水たまりができます。それで、車が通ったら、肉屋さんがばしょっと水がかかるようになってます。この辺のところの対策っていうのは、どう考えてらっしゃるのかをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

町道とちょうど県道が交わるところでございまして、管理者のほうは県と、県道のほうということで、県北振興局の道路維持のほうにお願いをして、今、現地調査をしていただいております。

ただ、側溝自体はあるんですけども、ちょうど町道との合流点のところは、ちょっと断面が小さいということもありますので、それを含めてちょっと改修が必要かなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

今の件なんですけど、その改修によって、そこの水たまりの、大雨が30分ぐらい降ったときにばっとたまるような部分が解消されるんでしょうか。ちょっとまだ大雨があれから降ってませんが、どのように、もう工事はすぐされるわけでしょうかね、それは。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

実を言いますと、まだ県のほうからの回答は得ておりませんが、ちょうどあの合流点の2メートル程度改修すれば、下流側はある程度の断面がありますので大丈夫かなと思っております。

ただ、昔の話で申しわけございませんけれども、大体、西ノ原中央線の町道につきましては、以前、大堤からの排水が途中であふれたり、そういったことも以前にあっておりますので、それを考えますと、そのときはちょっと難しいのかなと。ですから、雨の量によっては大丈夫でしょうし、大丈夫じゃないときもあるかもしれません。そういった状況で、はっきりしたことは言えませんが、この間の雨ぐらいだったら大丈夫だろうというふうに思

っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そうなんですよね。結局、抜本的には、土地区画整理事業が進んで道路が拡幅し、排水工事がしっかりやらないと、あれはもう解決しないだろうなというのがわかりますもんね。

でも、とりあえず今の現状でできる限りのことはしていただきたいなと思いますので、その辺は対策を考えていただきたいと思います。

次に、この事業費についてなんですけど、ちょっとこれ、先ほどありましたように、要望額からして内示率がだんだん下がってます。ちなみに、平成25年要望額8,000万円、内示が4,000万ですね。結局、内示率50%でした。平成26年は要望1億2,000万で、内示が4,752万円ということで39.6%で、平成27年が2億要望したのに内示率が29.6%だったので、6,000万弱ということでした。

平成28年は要望を3億していただいたんですね。ですが内示率が25%ということで、7,500万円しか決まっております。したがって、この4年間、機会損失した事業費は4億7,800万です。ですから、この4億7,800万の工事、この西ノ原区画整理事業をやっておけば、かなり進んでたと思うんですね。

平成30年5月の旧公会堂の補修が完了した時点で、オープンスペースと言われました例の西の原工房と、講堂がぼーんと見えるようになるころまで行ったのではないかなと思うんですけども、それはどうですか。この4億7,800万が全部決まっていたら、行ってたような金額ですか。ちょっとそこをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

部分的な事業費の算出はしておりませんが、23年度に実施設計をしました約7.1ヘクタールにつきましては、大体、それを終えるのに約12億程度かかるということで算出をしておりましたけれども、今言われました4億数千万がついとれば、多分、中央線沿いのところまではできたんじゃないかなというふうに考えております。

ただ、先ほど平成28年度の7,500万の話があつとりましたけれども、今回、国の二次補正がございまして2,250万、それから県の調整額の追加としまして830万弱ですね、それで全てで1億586万が28年度の予算というふうな格好になっております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

少し解消されたわけですね。

今後、だから、町としてはその予算組みで、この4年間の部分で4億5,000万程度のやる気を出してもらってたわけですね。これ、一番大きな理由は、ちょっとまず建設課長に、何でこんな内示率が減ってきたのか。まず、そこをちょっとお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

まず、東日本大震災が大きな要因だろうというふうに考えております。今もってまだ整備が終わってないと、震災跡がですね。完了してないことを鑑みますと、なかなか厳しい状況じゃないかなというふうに判断しております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そうなんですよね。結局、被災したところの区画整理事業のほうに行ってるってことなんですね。だから、国の区画整理事業の予算が、やっぱり被災地のほうに重点的に行ってるってことが大きな原因だということ把握しております。

で、その中で、それはわかった上で、我が町の区画整理事業を何とか進める方法を絞り出してほしいんですけども、その辺のところの何か秘策というのはないんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

今回、28年度におきまして、事業計画の見直しと、それから実施計画の見直しの承認をいただいたところでございます。

この計画は、大体、平成24年度当時にその状況を鑑みまして、例えば補助制度が大きく変わるとしたところで、今までは都市計画道路の波佐見中央線、あるいは西ノ原環状線につきまして、その補助の対象となっておりましたものを国の指針の中で区画道路まで拡大しますよというふうな、重点的なことでできますよということで、補助の対象額が基本額として上がってきたと。それを見直すために、24年からちょうど28年までかかったというような状況もございまして、できるだけ町費を持ち出すものを少なくするということ。

それから、今後につきましても、やっぱり補償が約70%程度事業費のほう、かかります。

その部分を鑑みますと、そういった、例えば通常の移転をひき家にするとか、そういったものを今後、もっと考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

今、事業費も今64億8,900万ということで、町長のほうから当然提案があったと思いますけれども、もともとの計画は67億7,200万、その前は69億8,300万が最高のときでございました。それからしますと、約5億程度の縮減を図ってるというような状況でございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

町長にも、ぜひ、何とか事業費をうまくとれるような方法論を考えていただきたいなど。せっかく旧公会堂を今度補修し、ありましたように、建設課長からの答弁で、オープンスペースにする。あそこがぽーんと見えるようになって、アクセス、ほんとに歩いてすぐに、ああ、何があるだろうって行けますので、西の原工房にはもう既に多くの方が見えます。必ずもうここは訪れるところになってます。恐らく、間違いなく。

そこからやっぱり、次に行こうと思うときに、あの建物何だろうってぼんと見えたら、必ず旧公会堂には足を運びますね、間違いなく。そういうふうな、平成30年5月でしたかね、完了のそれに合わせるべく、合わせられないかもしれないんですけど、なるべく近い形でこれを一緒にうまくできないかなと。コラボできないかなってというのが、今回の私の質問の意図なんですね。

何かこう、その辺で事業費を増やす方法、何かないでしょうかね。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

今、波に乗っている旬のときでございます。しかし、先ほど建設課長も申しましたように、やはり東北大震災のことで、もうどうすることもできないと。結局これは私たちの町だけじゃなくして、長崎県も全国都道府県、全ての事業がそういうふうな縮小せざるを得ないと。自分の町のことだけ言えないっていうような、そういう状況で、ほとんどの公共土木事業は停滞してるっていうのはやむを得ないというようなことですね。

だから、そういう中で、やはり今度のこの予算の要望額はそれを見越して、多くの金額を提出してやってきとるわけですね。毎年8,000万の事業費を確保したいという当初の計画、それをするためには、やっぱり8,000万しとったら、50%だったら4,000万しか来ないと。結局、減った分をどうやって取り戻すかって、2億、3億、そして運よくとれば、ちゃんと

それだけのことは、我々も万難を排してやらんばっていうふうには思っているところがございますので、そういうふうなことで、今後もそういう見通しをしながら予算要求はしていかなきゃいかんだろうと。

そして、補正とか、何かそういうふうなちょっとしたときには対応できるような、そういう心づもりではおるわけでございますので、そういう中で、やはり今、その土地区画と西の原の講堂もあれだし、やっぱり一番集客力がある状況になりつつありますので、また今後も一生懸命頑張ってみたいというふうには思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

ほんとに、もともとこの西ノ原土地区画整理事業というのは、西の原の地域の開発ではなかったんですね。波佐見の顔づくりの事業だったんですね。で、セラミックゾーンということで、ここを再構築しよう。まさに、ほんとは物すごい早い時間でやらなきゃいけなかったんでしょうけど、これ、その当時はスクラップ・アンド・ビルドということで、もうがんがんやりましょうという事業だったんですけど、実は。その時代とともに、今回、やはり旧公会堂だったり、旧福幸さんの土地だったり建物だったり、いわゆる今はやりのレガシーですね。このレガシーを今、波佐見は特に生かして脚光を浴びてると思います。

ですから、むしろこの土地区画整理事業のおくれってというのは、決して悪いことではなかったと私は思うんですね。時代にマッチした、ローマは一日にしてならずといいます。ですから、まちづくりってというのは、やっぱり時間をかけてずっとなっていくんじゃないのかなと思いますので、私はそういうふうにはプラス思考に考えたらどうかと思います。

ただ、今せっかく波に乗ってるとさっき言われました。旧公会堂を整備する。この時期にあそこがオープンスペースになったら、本当にもっと人が来るのになと。それは誰しも思うことですね。

ですから、ぜひ今後もまた予算を勝ち取るための本当いろんな方法論を考えていただいて、県議にも働きかけて、県からも力をかしていただきながら、ぜひこの地区を、波佐見町の発展のために、ぜひ事業が推進していくように、さらに力を入れていただきたいなと思います。

もう一つ、駐車場の問題、これは私、かなり慢性化してると言いましたし、もっと人が増えたら、もう、ちょっと飽和状態になると思います。今後、駐車場というのを、先ほど、要は試験場跡地のことを言われたと思いますけども、あそこの活用ってというのは考えてらっ

しゃらないのか。どういうふうを考えてらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

工業組合横の元窯業試験場跡地につきましては、現在、普通財産として企画財政のほうで管理をしておりますけれども、現在、この中で、区画的には117の区画がございます。うち恒常的に借用されてる台数が19台ございますので、おおよそ100台ぐらいのフリーなスペースがございますけれども、現在はそういったものを有効に活用していただければいいのかなと。

ただし、現在無料で開放しておりますので、今後、非常に有効な利用策となってくれば、非常に逼迫した財政でございますので、有料化も検討していいのかなという考えがありますが、ただし、それを導入したために過大な投資になれば、そこら辺のバランスを考えながら検討すべき課題かなというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

この19台、月決めの駐車場なんですけど、陶器市のときはこれ、どういう扱いになるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

これは許可を出す時点で、そういった町の主たるイベントのときには除外していただきたいという条件をつけております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

ちなみに主たる行事は何なんですかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、年度初めから言いますと、桜陶祭、それから陶器まつり、それから棚田まつり、それから町がいろいろ企画しております炎まつりだったり、そういったものを主として考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

先ほども答弁でありましたように、有料化も含めて、将来考えていかなきゃいけないのかなと思います。

既にほかの行事でも相当数使われています、あの駐車場は。今日は何があってるんだろうというときも、物すごい車がとまっていたりしてますので、その辺はしっかり把握していただきながら、今後、駐車場ということも頭に入れていただきながら、観光客が増える場合には、駐車場というのは必要になってくると思います。まさかこんなに駐車場が要るとは思っておりませんでしたけども、実際、慢性的にとまってることは間違いないですね。ですので、よく把握をしていただきながら、対策を講じていっていただきたいなと思います。

最後に、この区画整理事業は本町にとって非常に大切な事業だと思います。なかなか他地区の方に御理解いただいてない部分がございますが、きのうの答弁でも建設課長言っていたように、西の原地区だけではなくて、ここ、下井石という地域が入ってるんですね、南地区のほうにですね。

その地区は、4軒出ていかれて8軒入ってこられたと。もう今増えてきてるんです。しかも、お子さんがいらっしゃる家庭ばかりです。それが、町内のところから来られた方、井石郷内から来られた方、あるいは町外進出企業の方が来られている方、さまざまいらっしゃいますので、これが西ノ原区画整理事業の本来の姿なんですね。

ありました、その事業をするときに、最初550人の人口を900人に増えるっていうのがこの事業の目的だったんですね。ですから、今あそこが、いわゆる西ノ原環状線の上のところ、23街区、24街区、あるいは26街区のところは西ノ原区画整理事業の効果です。私はそう思っています。

あれをもっと進めていけば、もっといいまちづくりになりますし、しかも、その旧福幸製陶所と旧公会堂というのが相まって、非常にいいまちづくりになっていくんじゃないのかなと。本当にこう、九州でも、あるいは日本でも珍しいような、もうピカーのまちづくりができていくんじゃないのかなと。すばらしいそういうレガシーがありますので、ぜひこれを本当に真摯に推進していただきたいなと思います。

最後に、町長のもう一回、決意をいただいて終わりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

今、おっしゃるように、いろんないきさつがあります。

これに着手するのは、これだけの大規模な財源を必要として、そして住民の皆さん方に不便な法の適用を図って、波佐見町全体の行政サービスを低下しない、その範囲の中でこの事業を推進するという事は、もう、根本的にずっと続けてきております。

その限度が一応事業費が8,000万程度というようなことで、しかしそれはあくまでも基本であり、時と場合において、いい補正とかいい時期、そういうふうなことにあつたら、やはりチャンスと見たらきちんと対応できるような取り組みをしていきたいと。この事業については、与えられた環境の中でベストを尽くすというしかないなというふうに思っております。

地元の皆さんの意見、今、議員の意見等も踏まえながら、行政としてやれるだけのことはやっていきたいというふうに思っております。

○11番（太田一彦君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、11番 太田一彦議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時より再開いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、6番 百武辰美議員。

○6番（百武辰美君）

それでは通告に従いまして質問をいたします。

1番目、職員採用試験についてです。

一つ、今年度の職員採用試験は5月、7月、12月に案内が行われているが、これまでの受験結果はどうだったのかをお尋ねをいたします。

2番目、今回の採用試験の試験区分に新たに追加されたものがありますが、それを採用した経緯とその内容はどのようなものかをお伺いいたします。

大きな2番目です。職員の勤務状況・処遇等についてであります。

一つ、現在の職員の居住地を見てみると、かなりの数の職員が町外に在住のようである。現在の職員の居住地内訳はどのようになっているかをお尋ねいたします。

また、災害発生時などの緊急時に、業務に支障のないよう職員が出勤できるかが危惧されますが、庁舎へ集合できる体制は万全なのかをお伺いいたします。

2番目、職員の給与が近隣自治体と比べ、若干低いという話を耳にします。具体的に同じ立場の職種で、どの程度の開きがあるかお尋ねいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

6番 百武議員の御質問にお答えいたします。

まず、職員採用試験について、今年度の職員採用試験は5月、7月、12月に案内が行われているが、これまでの受験結果はどうだったのかという御質問ですが、本町の職員採用試験については、長崎県市町村行政振興協議会が実施する統一試験に申し込んで、例年9月と1月に実施するものにあわせて案内を出し、募集をしてきました。

ことしの近年の民間企業の好調さが、公務員の受験者減に影響しているのではないかとの懸念から、今年度は9月に先立ち、6月に単独で大学卒業予定者を含む試験を実施しました。また、9月の試験実施に当たっては、高校卒業予定者を含む土木技術の募集を行っています。

受験の状況は、6月が1次試験に13人が受験し、1次試験、2次試験の結果をもって2名の内定をしましたが、うち1名から辞退の申し出があっています。

なお、9月の土木技術試験については応募者がなく、試験は実施できませんでしたので、現時点での試験採用予定者は、1回目の試験で内定をした1名のみとなっています。

次に、今回の採用試験の試験区分に新たに追加されたものがあるが、それを採用した経緯とその内容はどのようなものかという御質問ですが、9月までの職員採用見込みでは、29年度の体制に影響があると見込まれますので、1月に実施される統一試験に再度申し込み、3回目の採用試験を行うよう準備し、1月4日までの期限で募集、申し込みを受けつけています。

今回の募集要項の中では、通常の大学卒業とあわせて、U・J・Iターン型公務経験者と、同じくU・J・Iターン型民間企業経験者枠を設けました。

この経過については、まず第一に、平成26年度において、土木技術職員に民間企業経験者を採用した結果がよかったことと、佐世保市と佐世保市消防局が公務員経験者枠を設けたこ

とや、近隣の町でも、公務員や民間企業経験者を採用したことが非常に効果的であったことがあります。

また、U・J・Iターン者に関しては、県外での民間企業や国・地方公共団体の職員として経験を積んだ方が、出身地や新たな土地で就業し、それまで培った経験を生かした能力を発揮していただくとともに、県外からの移住を受験資格に含めたことにより、定住による人口増にも効果を期待しているものです。

さらに、公務員経験者では、10年以上の経験と年齢を50歳未満としており、本町の職員構成上少ない年齢層に即戦力の職員を採用できる可能性を求めたものであります。

次に、職員の勤務状況・処遇などについての御質問ですが、現在の職員の居住地を見てみると、かなりの数の職員が町外に在住のようである。現在の職員の居住地の内訳はどのようになっているか。

また、災害発生時などの緊急時に、業務に支障のないよう職員が出勤できるかが危惧されるが、庁舎へ集合できる体制は万全かという御質問ですが、全職員106名のうち町外の居住者は32名で、30.2%となっており、その内訳は、川棚町7名、東彼杵町4名、有田町2名、佐世保市17名、大村市1名、松浦市1名です。

災害発生時等の職員の動員については、地域防災計画の動員計画に基づき、災害の規模等によって段階的に動員することになっています。動員の場合の連絡体制は、災害警戒または対策本部を設置した場合は、全職員にメールで通知できますし、課長等を通じて電話での連絡をすることになります。

全員が出勤できるかについては、道路事情や交通機関に支障がなければ問題ないと思われませんが、災害による本人の罹災や交通事情によって登庁できないことがあったり、時間的に遅くなることも予想されます。また、町外の居住者で通勤距離が長い職員にあっては、そのような状況になる可能性も幾分高くなることが考えられます。

次に、職員の給与が近隣自治体と比べ、若干低いという話を聞くと。具体的に、同じ立場の職種でどの程度の開きがあるのかという御質問ですが、職員の給与実態については各地方公共団体の運用面に係ることであり、詳細な比較分析はできませんが、近隣町から提供が可能であった、国が実施する給与実態調査に基づくラスパイレス指数の算出データから分析してみました。

ラスパイレス指数は、国家公務員の実態を100とした場合の市町村別の指数であり、本年

4月1日現在では、波佐見町が96.4、東彼杵町が97.7、川棚町が98.3となっており、他町と比較し1.3から1.9ポイント下回って追います。

このポイント差が金額にしてどの程度かは、算出の際に区分される学歴と経験年数区分によってまちまちですが、大学卒業の一般職では、月額4,000円程度上回っている区分もあれば、1万7,000円程度下回っている区分もあります。

平均的な数値を算出するにはデータが乏しく、明確にはできませんので、極めて概数的なところになりますが、月額4,000円から7,000円程度の差があるのではないかと思います。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

それでは、関連質問をさせていただきます。

まず、職員採用試験についてですが、今の答弁をちょっと振り返りますと、6月と12月が定期のようですが、相なかの9月が土木の技術者の採用がなかったということですが、今度新しく民間枠を設けたっていう説明の中で、6月1回目に、2名のうち1名がキャンセルをされて、やっぱり必要だからという意味と、公務員を受けるもんが少ないんでという御説明がありました。新卒の大学卒ではちょっと補充ができないっていう考えで、民間経験者あるいは公務員経験者を入れたっていうことで理解していいですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

今回、民間経験者、公務員経験者枠、これを新たに設けましたのは、先ほど答弁をしたとおりでございまして、大卒だけでは補充が難しいんじゃないか、それも全然ないとは言えませんが、特に、先ほど答弁しましたとおりに、近隣にそういった実態があって非常に効果的であったと。

さらに、私どもの職員の年齢構成上から見ても、こういう募集の仕方をすれば、ひよっとすれば解消ができる可能性もあるんじゃないか、そういった意味も含めまして、今回の社会人、民間企業経験者と公務員経験者枠を設けたという経過があります。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

一般行政のところ、事務の枠にも民間経験者、あるいは公務員経験者入れるのは僕は大賛成なんです。ただ、僕は何でこういう質問したかという、ちょっと町民からお問い合わせ

せとクレームがあったんです。その点をおさらいしながら、まだ間に合いますんで、もし間に合うとであれば、ちょっと直していただきたい。

まず、まずお伺いしますが、この募集要項なんですが、どのメンバーで決められますか。どういうところで決められますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まず、募集をするかしないか、あるいは募集の条件あたりをどのようにするかというのは、私、それから行政担当の係長、それから副町長、最終的には町長の決定を仰いで、その募集要項を決定していくと、そういうことにしております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

参考のために、各議員の方には最新の募集要項を配らせていただいておりますんで、あわせてごらんください。

その試験区分の中に、今度いろいろ不都合あるんですが、まず、試験区分をお尋ねしますが、大学卒業っていう区分にしておりますが、従来から各自治体、波佐見町もそうだったんですが、普通は大学卒業程度という区分の試験の区分のやり方だったんですが、今度は大学卒業って、大学卒業あるいは見込み者ということに限定をされていますが、ここはどういう意味があるんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

昨年度の募集までは大学卒業程度といたしておりますで、違いは文字どおりでございますで、卒業程度と言えば、大学卒業していなくても、その能力があれば受験はできますよと、そういうことです。

それから大学卒業とすれば、もう当然、大学、学校教育法の法律に基づいて、その大学を卒業していなければならないということでもあります。

今回、大学卒業程度を大学卒業といたしました理由については、若干経過あるんですけれども、細かい回答をいたしますとちょっと都合が悪いところもございますので、これまでの採用の実績を考慮したと、そういう回答にとどめさせていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

どうなのが差しさわられるかよくわかりませんが、続けます。

じゃあ、受験資格の、そのの大学卒業の部分の2番があると思うんですが、2番の、学校法によるって、ここ文章がですね、これ、コピーしましたんで、ちょっと間違えば重大ですから、そこだけちょっと読んでいただけますか。

大学卒業試験区分の受験資格の②というところです。よろしくお願いします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

受験資格の②ですね。

「学校教育法による大学を卒業した者。採用予定日までに卒業予定の者」ですね。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

そうなりますと、ちょっと問題が出てきますよね。

何でかという、学校教育法により大学ってなれば、文科省が認可した大学なんです。ところが、ほかに大学卒業程度であるのは、大学校もそうですよね。例えば防衛大学とか、その他のあといろいろありますが、じゃあそういう人たちは、この規定で受験資格でいくと受けられなくなります。そういう理解でいいですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

私も学校教育法の中身まではちょっと詳しく調査しておりませんので、ちょっと回答できません。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

多分、調べたところそうですから、近隣を見ると、どう書いてあるかといえば、佐世保市がそうですが、学校、ここも大卒です。大学卒という規定ですが、多分そうでしょう。卒業見込みの者とありますから。学校教育法により、4年制の大学またはこれと同等と認められる学校を来年3月までに、これは見込みの者ですから、見込みの者とありますから、この同等というところで僕はここは処理されてるのかなと思いますが、もし仮にこの規定だと、後で調べてください、大学校、防衛大を卒業した者は受けられなくなります。

だから、つくるときはよく注意をされてつくらんと、この規定どおり準用しますと、たとえ防衛大学した優秀な人も、もし受験されれば、されないということになりますから、ここはもういっちょ再度確認をして、後で御回答を、別の機会でもいいですからお願いをしたいと思います。

それから、続けますが、あとは、U・J・Iターンですが、私が町民から言われたのがこういうことです。

受験資格の、ここは公務員経験者と民間経験者に分かれておりますが、こういうことですね、指摘があったのは、4番目に、「平成28年11月1日現在で、長崎県外に在住し」、長崎県外ですよ。採用後は波佐見町内に居住することという資格がありますから、じゃあ、町内におる者は受けられないのか、県内におるのは受けられないのかっていう質問がありました。

もちろん規定を読めばそういう規定になりますが、そういうことになると、やっぱり公務員の試験というのは平等が主ですから、それに反するような感じになるんですが、これについてはいかがですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

この件については、この要項をつくる際に検討をした事項でございます。

まず、このU・J・Iターン型の採用枠をつくるときに参考といたしましたのは、いわゆる佐世保市の職員採用の募集要項でございます。そのときにも、佐世保市の要項にあってもこの表現になっておりましたので、どうしようかということで考えたのは現実でございます。町外とするか、もしくは県外とするかの判断をしたんですけども、今回は、U・J・Iターン型を設けたのは、いわゆる移住・定住を大きな目的といたしておりましたので、近年の定住化促進ていいますか、そういったものはどこの団体でも進めている施策でございますので、それを考えたときに、これをやると、いわゆる取り合いといいますか、住民登録者の取り合いになってしまうということが当然頭にあるわけですが、その際に、どこまで配慮すべきかというのがちょっと考えたときに、やっぱりちょっと県内はちょっと避けようかということで判断をして、本町の要項については、一応、県外ということで設定をいたしました経過があります。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

多分、佐世保市をモデルにしたんだろうということは、調べてわかりました。ほかの自治体ももちろん調べてみれば、もう少し違った表現はあったのかなということは思っておりますが、なぜこういうことを申しますかという、やっぱり我々は、まず町内におる人の住民の方の権利とか、権利を守る必要が我々はあると思うんですよ。

ただ、公務員試験に限って言えば、どういう規定をしてあるかという、皆さんも御存じでしょうが、地方公務員法の第18条の2に、採用試験の公開、平等というのがあります。

「採用試験は、人事委員会等の定める受験の資格を有する全ての国民に対して平等の条件で公開されなければならない」。

それからもう一つが、19条に、受験の資格要件の中に、「人事委員会等は、受験者に必要な資格として業務上の遂行上必要であって最少かつ適当な限度の客観的かつ画一的な要件を定めるものとする」とありますから、要は、余り制限をかけるなという意味ですよ。だから、従来のやり方でいけば、大卒でいけば大学卒業程度、それからあと規定してあるのは、今までは年齢がほとんど、それだけだったんです。

だから、それでいけば平等ですからいいと思うんですが、こういう居住地の制限をかけられると、非常に町内の方憤慨されるのは僕は当たり前だと思うんですが、再考の、再考って、もう一つ、まだ締め切りじゃないですから、再考される考えはないですか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

この社会人枠あるいは公務員経験者枠を設けたのは、先ほどから説明しているとおりでありまして、特にもう景気が回復しまして、急に公務員志向の希望者が少なくなったということでもありまして、6月に前倒しでやったんですけど、それでもなおかつ少なく、また2名の採用予定者が、一人が民間のほうに行くということで辞退をされた。

そういうこともあって、この1月の採用枠をまた設けたわけですよ。一般的には、おっしゃるように、広く門戸を広げるということで、通常やっておりますこの一番上の大学卒業ということで、門戸を広げているわけですね。ただし、年齢制限はありますけどね。

ただ、おっしゃることは十分わかるわけですが、今回は、もうこのような形で、県外ということで、公務員経験者あるいは社会人経験者の設定をしていただいたということで、あと、もう締め切りが1月の4日での公告を一応しておりますので、ことしはこれでやらせ

ていただきたいというふうな考えを持っております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

今後もう少し御配慮お願いをします。そうせんと、やっぱり町内におる方は、県外も県内も一緒ですが、これを見たら憤慨しますんで、どうぞよろしくをお願いします。

あわせて、U・J・Iターンの募集をされてますが、諫早市はどういう表現かというのと、参考のために、もうお調べでしょうが、受験資格の社会人経験者の中は、ただ年齢を指定されて、社会人経験者が5年以上ということだけです。県外ということはありません。ここにU・J・Iターン等の社会人も含みますと書いてありますから、こういう採用の仕方であれば僕は全然やぶさかじゃないんですが、居住地を制限されたら憤慨をされますよね、やっぱりね。

それから、ちょっと遠いんですが、鳥取県の琴浦町はこういう書き方をしております。35歳以下で、10年間の中で5年間民間経験者がある方。それで、最後にこういう優しい書き方されております。U・J・Iターンなどで採用後、琴浦町内に定住できる方も歓迎しますよという表現で募集をしておりますから、やっぱりこの程度の表現で募集をしていただかんと、町内の人が怒るのは、憤慨するのは当たり前かなと思いますんで。

佐世保市は、これは法律には違反せんて僕思うんですが、ちょっと見方によっちゃ抵触する部分があるかと思えますんで、再度しますが、それともう一つ、僕は27年の3月の議会のとときに、その前の年に土木職で民間採用していただきましたんで、そのときに、一般行政のところにも民間経験者が必要じゃないかというところで質問をしたときに、町長がこういう答弁をされております。

「専門知識や技術を有する職員の部門において、必要に応じてこの方法を実施する場合はあると思いますが、一般行政職について同様の方式を拡大していく予定はありません。年齢構成のバランスを保つことは流説的なことでありますが、職員の薄い部分があっても、若手職員の登用などで対応していきたいと考えております」と去年の3月に御答弁をいただきました。

これもちますと、一般職には当面のところは民間は採用しないという去年の3月の時点ではお考えやったんでしょうが、今後、ことはされましたから、次年度以降も、新卒も含め、あるいは経験者も含めて、両方の採用も考えていかれるのか、あるいはことだけの対

応なのか。その辺は町長、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

27年の3月の時点で答弁、今のような形でいたしておりますけれども、最終的には、その後については、「27年度以降の職員採用については、欠員が見込まれる場合は採用を図っていきますが、年齢構成にも十分配慮をしながら、かつ本町にとって本当に求められる職員の採用に努力してまいります」と、このように答弁もいたしております。

したがいまして、今後の採用の条件等をどのようにするか、これについては、本町は大体100名程度の職員の数でございます。職員の数がもっと多いところであれば、年間の採用の枠ももっと多いわけでしょうから、そういった幅広い設定ができたりとかということもあると思いますけれども、やっぱりそのときそのときの状況、特に途中で退職をされて、定年はある程度想像、予測がつかますけれども、途中で退職をしたりとか、いろんな条件が入ってまいります。そういった条件を加味しながら、その年その年の採用の要項といいますか、採用枠をどのような形であるかというのは、当然変わってくるものというふうに思っておりますので、毎年毎年、このような形で同じやり方をするかどうかについてはまだ未定でございますので、そういう要因があるということは理解いただきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

1番をちょっとまとめさせていただきますが、今後はこういう扱いはもう少し慎重にさせていただいて、できるだけ平等な条件で採用されることを望みます。

あともう一つは、最後にですが、最近、大学卒業ということで、非常にここに、大学卒業程度、大学というところに非常になんか固執されてるような気がしますが、後のことにもあるんですが、例えば高校卒業程度の方も、現在、たくさんいらっしゃるんです、今の現役の方にですね。

だから、高校卒業の方が仕事ができないかというのは、そういうわけじゃないんですよ。だから、高卒をとるということは、定期的にとれば、地元の人も、地元の高校なんかも、定期的にとれば、定期的にとるけん、波佐見町も一つの就職先の選択肢の中に入りますから、そういう地元の高校生の雇用という意味でも、もう一回、やっぱり大学卒業だけじゃなしに、高卒程度の方ですね、僕は大学卒業の大学卒業程度、高校卒業程度という区分にかえていただ

きたいんですが、その辺も含めて、高卒の方の取り扱いも御一考していただきたいなどありますが、総務課長いかがですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

議員のお考え、十分わかります。私もそういう考えを持っていた時期もあります。

ですから、現在においても、高校卒業程度は全く排除しているというものでもございません。9月に募集をいたした、これは土木職に限定はありましたが、それは高卒でした。

今後におきましても、高卒、大卒どこが違うかというのは、やっぱり最低でも4年ぐらいの年齢の差があります。大学というところで社会人の経験、あるいは専門的な勉強をしてきた、そういったところもありまして、やっぱり高校卒業してストレートで職場に入ってきた方、あるいは大学に行ってそれから入ってきた方については、やっぱり職場に入ってから慣れ方と言いますか、仕事の習得の仕方とか、そういったところも若干違います。

先ほども申しましたとおりに、職員の体制は、もう年ごとにずっと変わる可能性もありますので、そういったときに、今の段階で高卒を何人も入れてするということになると、やっぱり基本的に、若干、教育ていいますかね、職務になれるということについても時間がかかったりする場合があります。そういった場合に、本当に高卒でいいのか、あるいは大学卒業もしくは大学卒業程度の方が望ましいのか、そういったところの判断をしながら募集をしているという経過もあります。

繰り返しになりますけれども、全く高卒を排除するということではございませんので、その時々に応じた状況で判断をしてるということでございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

最後にちょっと見解、理解の違いがあるかと思うんですが、大学卒業程度ということは、公務員の試験にも求められているのは能力ですから、決して学歴じゃありませんので、そういう意味で、今まで大学卒業程度という表現の区分の仕方だったんです。

だから、解説によりますと、こういうこと、大学卒業程度とすれば、試験内容は大学卒業の試験ですから、それに達しない者はほとんど上がらないし受けないという意味ですから、やっぱりあくまでも能力基準でいかんと、やっぱり公務員の選考ですから、ちょっとその辺の取り違えがすると、ちょっと住民の方と格差があるのかなと思いますんで、その辺は能力で

採用するんだということはもう一回確認をされたほうが僕はいいかなと思いますんで、その点だけよろしくをお願いします。

次に進みますが、次に、職員の居住地と処遇などについてですが、先ほど106名のうちに32名が町外に今、住んでるということでお答えいただきました。

最初にお断りしますが、これは、僕はもちろん憲法に、公共の福祉に反しない限り、住居、移転、職業の選択の自由はありますから、僕はそれを全然犯そうとか、何で町外なのかということと言うつもりはありませんので、それは前提において質問を聞いていただきたいんですが、最初に町長に質問なんですが、町外の今3分の1いらっしゃいますよね。これの現状について、町長、今どういうお気持ちですか。多いのか少ないのか、今後どうしたいのかということも含めて、御意見があればお願いをします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

以前からすれば、やはり広域化して、交通アクセス等もよくなって、こういう状況になったんじゃないかなと。

極力、町内の人をというような採用をしたいと。しかし、受けない、そしてまた受けたときに余りにも、さっき言うように、判断はどこか。能力の問題、そういうこともあって、できるだけ波佐見の人は入れたいというとはやまやまです。だから、なぜかなというようなそういう思いをいたして、そしてやはりこれだけ事務量が複雑化して、こうするとそれだけの能力と、そしてまた交通アクセス的に、やはりできるだけ40分圏内で通勤できるような、そういうこと、そしてまた、若干懸念されるようなこと、ぜひ波佐見に住んでくださいというような、そういう面接等の形の中で、ちょっとすれすれんところはちょっとそういう要求をしながら、採用の面接をやっているところでございまして、できるだけ、これ以上は、やはり町内の人の方がやっぱり利便性があるし、生まれ育ったという一つのある。

しかし、そのことよりも、やっぱり町外の方でもそれだけ、やっぱりこの職場に入れば、波佐見町一番大好きですよというような形の中で、町外の職員の方も一生懸命頑張っていたいておりますし、今の状況はやむを得ないなというようなことでございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

確かに町長おっしゃるような今のシステムでは、こういう状況になるのはやむを得ないで

すよね。自由ですから。例えば、別に募集で規定をしているわけでもない、制限されるわけでもないですが、ただやっぱり仕組みは今後、今はもう仕方ないですね、この条件で採用されてますから、今の現状は変えられないんでしょうが。

ただやっぱり僕が思うのは、できるだけ町内に住んでいただくような仕掛けはせんばいかんじやろうということをおもっています。ただ、町外にやむを得ずというところは、やっぱり結婚をされて行かれるとか、養子縁組をされて行かれるとか、あるいはやっぱり実家の親の面倒見らんばとか特殊な事情、できればですよ、特殊な事情の方は仕方ないんですが、それ以外はやっぱり町内に住んでいただいて、波佐見町のために頑張っていただくのが僕は職員のあるべき姿なのかなと思います。

よそはどうされてるかと思ひまして、大分調べたんですが、いろいろやっぱり考えてられますよね。

まず最初ですが、ちょっとここは、職員の方、冷静になって質問を聞いていただきたいんですが、町内に在住の職員で自治会に加入してない職員がいると聞いたことがあるんですが、現状はどうなんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

現在のところ、職員で自治会に加入をしていないというのが6名あります。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

実際は、町内に住んどっていただいてこういうことを言うのは非常に心苦しいんですが、ここは問題だと僕は思うんですね。だって、波佐見町もそうですが、自治会と協力をしながら地域の振興はしていただいているのに、職員さんが自治会に入らないとは僕は言語道断だと思うんですが、この辺についての見解をもう一度、どういう感想をお持ちなんですか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

これは、今、百武議員がおっしゃるとおりであります。

今、6名が入ってないということにつきましては、普段から入るよにといいのは言ってるんですけども、なかなか強制ちゅうのはできませんが、また説得しながら進めていきたいというふうに思っております。

本当に地域のコミュニティ、それはもう自治会ですから、そこに入ることが第一義であるというのを思っておりますので、そういう指導を強くやっていきたいと思っております。

それと、どうしても町外にいろんな理由があって住めないという職員については、これは近隣に住む職員なんですけれども、消防だけには入れということで、例えば川棚町、あるいは佐世保市の近くに住んでいる職員については、消防団にだけ入らせているということでございます。

それと、もう一つつけ加えて説明しときますが、大学卒業程度の程度をとったというのは、先ほどおっしゃいました学校、大学校をそれを排除したというのは、ちょっと反省をいたしておりますが、高校を卒業して、今あの公務員ゼミナール、公務員専門学校ちゅうのがございまして、そこに行って勉強をして、公務員試験を上げるための勉強だけをしているという高校卒業した人もたくさんおります。

卒業、入学、入職する第1次試験だけをクリアするというのであれば、もとの、おっしゃるように能力あたりがそれではちょっとはかられんもんですから、そういうこともあって、この大学卒業者ということであります。

ですから、総務課長申しますように、高校卒業を完全に排除したもんじゃございませんので、その時々によって、特に高校卒業した町内の子弟の子供たちをできるだけ、大学卒もそうですけれども、とりたい、採用したいというのは、これは我々担当の本音でございますので、そのように、できるだけそういうような形になるようにやっていきたいというふうに思っております。

いろんな提案をいただきましてありがとうございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

ちょっと今の言い方、カチンと来られた職員もおらっしゃると思うんですが、自治会のあり方とか住民のかかわり方も変わってきてますし、新しい自治会の形もそろそろ考えんばいかんのかなというところにも来てますが、それは別として、やっぱり波佐見町の職員ですから、最低限そこはやっぱり入るべきところのかな、それが公務員の第一義的なやっぱり役割なのかなっていうのを皆さん思っておりますから、よろしく願います。

我々も特別職なんですけど、波佐見町の住所を置かんばいかんわけですから、そういう意味からも、ちょっと立場違いますけど、よろしく願います。

そうすると、ちょっと町内に住んである方に申しわけないんですから、もう少し進めますと、やっぱりそういう今の現状では、いろいろな面倒くささとか、今までのこともあって、町外に、波佐見町におっても外に出ていかれる方が多いんですよね。これは現状ではやむを得ない。

よそはどうしているかという、まず質問しますが、職員の服務規程って波佐見町にはございますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

職員の服務規程、特別に職務規定というのはございませんけれども、役場処務規則というのがございまして、その職務規則の中にサービスの章がございまして、そこに規定はございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

よそはここをどうされてるかっていうと、ちょっと紹介しますが、ここはかなり多くのところで、服務規程の中で、市内、職員の域内住居制限を設けとります。これは憲法違反じゃないそうですから、ちょっと御一考願いたいんですが、例えば岡山県の総社市の職員なんかは、13条の中に、職員は、市内に居住することを要する。ただし、やむを得ない理由により市外居住について市長の許可を得た者は、この限りではない。要するに、職員なるものはその域内に住むことが原則ですよ。ただし、長の許可を得たらこの限りでないという服務規定があるようです。

それはかなりの数ありますから、これは、ここに規定にある限りは憲法違反でないと思いますよ、僕も。法律違反じゃないと思います。そういう解説書もありますから、かなりのところでもありますから、福山市だとか、僕の調べた限りですよ、大田原市とか周南市、三沢市、出水市とかありますから、ちょっと研究をされて、今後のためにですよ、今の職員の方をいろいろ言うことはないんでしょうが、できればやっぱりそういう規定も設けて、規定の中で縛るとか、そういうやり方も一考していかんと、もうどんどんやっぱり外に出ていく方、僕はまだ今の決まり事では、僕はどんどん職員の方が外にしてこれは30%、40%、50%になってもやむを得ないのかなって、今のシステムではですよ。

だからやっぱりそういう仕組みをつくらないと、ますます出ていくんじゃないかって懸念がありますんで、その辺の規定っていう考え方もありますんで、今申し上げただけですんで、

ちょっと研究されて、そういうやっぱりできるだけ町内に住んでいただけるような仕組みづくりをもう少し考えていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、次に進みますが、職員の給与が近隣と比べて若干低いつて話をよく聞くんですよ、僕らもね。根拠はって言うても、職員組合の方に聞いても、ようわからんところもあつちやんねってところなんですよ、実際は。何でやっぱりようわからんところ。もう一回聞きます。

僕が調べたところですね、給料表は一緒なんですよ、3町。東彼の清掃組合も一緒です。同じ給料表使ってるのに、何でこんな格差があるのか、できるのかなって、その辺がちょっと我々のあの条文を読んでも全くわかんないんです。何でこういう格差が生まれるのか、ちょっとわかりやすくもう少し解説をお願いします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

なかなか難しいところではあるんですが、まず、その格差が発生する要因といたしまして、給料の格付の部分ですね。格付に関しては、初任給、役場に入ったときの初任給の格付、あるいは格付をされる方が前歴がある。例えば社会人枠で入ってこられたりした場合には、前歴換算ということも必要になります。

そういったものについては、大体一緒だろうと思います。それは3町とも全部比較をしたわけではございませんので、ちょっと明確には回答ができませんけれども、おおむね一緒だろうと思います。ですから、見れるだけのその職務の格付、給料表の格付、そういったものについて、可能な資料を見ていったときには、1級、2級、3級、このあたりまでの昇給昇格の運用は、ほとんど3町とも同じぐらいではないかと思っております。

ただし、3級、4級、5級、このあたりになりますと、現在は、等級別基準職務表というのがございます。これは、例えば1級であれば主事・主事補、2級であれば主任、3級であれば主査、4級であれば係長とか、そういった級別に職務が格付をされております。このあたり、上のほうにいきますと、当然、職員の年齢構成上、その運用が異なってくる可能性があります。

現在、波佐見町でいきますと、特に30代の若手の職員が増えておりますので、若い人が係長とかいう職務を担うことになりますので、そういった職務に格付をされれば、おのずとその級に格付けをされていく。そのあたりの運用が違います。したがって、そういった運

用が変わってきますと、同じ年齢、同じ例えば高卒なら高卒で、同じ年に入っても、例えばもう何年かたつと、そこで給料に差が出てくるとか、そういったことも可能性としてあると思います。

それから、それ以外のところでもございますけれども、職員の給料の格付の仕方というのが、それぞれその町ごとに運用が異なっております。そういったところで恐らく格差がついているんじゃないかと、そういうふうに思います。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

職員の給与に関しては、答弁申し上げたとおり、やはり若干の開きがある。

これはずっと昔からの流れで来てますので、特別職の、例えば議員報酬にしても、あるいはその他の非常勤特別職にしても、あるいは、町長以下副町長、教育長の報酬にしても、近隣とすればかなりの差があるということですね。

ずっと昔からのそういった流れで来ているというのが現実であります。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

ここはどうしてこういうことかといえ、先ほどありましたが、なかなか公務員も、今から公務員になるという人も少なくなるんですよ。だから、そういうときに、非常に学生の間ではおっしゃる方もいましたが、こういうですね、あそこはここより給与がよかぞ、待遇がよかぞ、悪かぞというところも、非常に受験するところの一つのポイントには僕はなろうかと思うんですよ。

だから、給料が高いからいいってわけじゃ決してないんですが、ただ、選ぶほうの立場としては、そういう考えもありますんで、できれば3町で一番、何て言いますかね、元気な町って言われるところなんですから、やっぱり待遇の面でも一番いいぞというところは何らかの形で見せんと、今からのやっぱり若い公務員さんになる人を集めるというのは、そういうところからもちよっと考えていかんといかんじゃないか。

金額にすれば、おっしゃるとおり、そう大きな開きはないはずですから、現状で埋められんところはないと僕は思うんで、その辺ももう一回再考させていただきたいと思いますが。

それから、ひとつここはちよっと苦言を呈しますが、僕は給料表を調べてるときに、3町を調べたんですよ。そがんしたらですね、最初は僕は違ったんです、川棚だけ給料表が。

何でかなと思って、大分調べたんで、僕はね。

そしたら、例規集の問題なんですよ。川棚は多分ですが、ことしの3月かな、給料改定したときに、例規集すぐ書いてあったんで、新しい給料表になつとったんですが、波佐見と彼杵はよう見れば前のままだったんですよ。3月条例改正して、今、12月でしょ。もう、僕らは条例を基本にやっぱり、皆さんも一緒ですが、我々も物事判断しますんで、この半年も例規集をかえない、特に数字の部分は、問題あると思うんですが、この例規集のかえるタイミングは今どうやってるんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

おっしゃるとおり、条例改正等々の情報の更新ができてないというのは現実でございます。どちらかという職務がうまくいってないというようなところがありましたことをおわびを申し上げたいと思いますが、具体的には、例規の改正、改正条例とか、あるいは新規の条例等々の制定等があった場合については、現在は、例規のシステムを業者のほうに委託をいたしております。

それから、改正の条文につきましても、情報を法規の会社のほうに出しますと、割と時間的には早く、恐らく提出をすれば、特に3月とかなんとか、各団体、改正の団体が非常に多うございますので、委託の会社のほうも時間がかかるようなときもあるようでございますけれども、情報の提供をしましたら、おおむね1カ月程度ぐらいでその情報の更新はできるという形になっております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

いろいろ諸事情あるでしょうが、例規のことですから、できるだけ早く今後は改定をお願いをしたいと思います。

それから、格差があるということで、職員もあれですが、実は我々議員もですが、三役の給料も調べてみました。ここは、特例とかいろいろ、各所特例とか絡んどりますんで、実際今のもらってる額がどうなのかというのは別として、条例上は、町長、金額申しませんが、町長だけ申しますと、東彼杵と川棚は同額なんで。波佐見町だけ少し低い額なんですよ。

だから、僕は思うんですが、やっぱり頑張ってるところは頑張ってるなりという表現でもすれば、町長答えにくいんでしょうが、やっぱりそういうふうなところで、せめてやっぱ

横並びに、条例上はしてやらんばいかんし、欲を言えば、元気なところはそれよりやっぱり多くの報酬を僕はもらっていただいても、僕は全然やぶさかじゃなかって思うんですが、この辺のところもやっぱり考えながらいかんと、一般職のこともありますし、その辺は僕は上げられていいんじゃないかなと思うんですが、この辺はもう回答要りませんので、職員の給料を調べたときにちょっと思いついたとこですんで、やっぱりトップの給料は上げるべき時期に来てるのかなというふうに、額面はですよ、と思いますんで、あわせて御一考をお願いをしたいと思います。

今回は職員採用試験と職員の勤務状況・処遇について質問いたしました。ちょっと厳しい言い方もあったと思うんですが、要は、やっぱり今後も優秀な皆さんに集まっていたかんといかんという考えで、そのために、やっぱり働きやすい、皆さんが働きやすい、周りにもいろいろ言われなような勤務状況をつくってやるのも我々の仕事かなと思う観点で質問をいたしましたんで、決して現状はどうかこうっていうことでもございませぬし、現状は現状として考えていただいて、やっぱり自治会との絡みもありますから、その辺のことは自治会の加入を促進をお願いしたり、できるだけ町内に住むようにという施策を今後も考えていっていただきたいなと思いますが、最後に、総括して町長、御答弁をお願いします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

もちろん給与は高いに越したことはありませんが、やはり自分の課せられた仕事に対して、給料の高低じゃなくして、やはりやりがい、そしてまた、我々上に立つ人間とすれば、現場の職員が仕事のしやすい環境をつくって、そしていかに効率よく効果的な仕事ができるかと。

そして、そういう面では、いろんなことで波佐見町は非常にイベントが多くて、職員の皆さんたちの非常なボランティア的な協力で、いろんなことが盛り上がっておりますし、住民の皆さんの評価も非常に高く、よその町に比較をするとですね。

だからということじゃなくして、ある程度、企業家意識の経営的なことも考えないかん。しかし、我々は、住民の福祉の向上ということを念頭にやってまいっていきたいというふうに思っておりますので、仕事のやりがいと、そして健康で仕事がしやすい環境をつくっていくというのが務めじゃないかなというふうに思っております。

○6番（百武辰美君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、6番 百武辰美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。2時10分より再開いたします。

午後1時56分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、3番 三石孝議員。

○3番（三石 孝君）

私はこのたびの町議選で当選させていただき、この場に立たせていただきましたことに感謝しつつ、新人ではございますが、一般質問のトリを務めさせていただくことになりました。よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして壇上からの質問をいたします。

まず、農業振興地域とその環境整備保全について。

波佐見町における農業振興は、昭和44年に制定された農業振興地域の整備に関する法律によって進められてきました。町長におかれましても、農業はやきものと同じく基幹産業であると明言されています。しかし、農業を取り巻く環境は、気候の変動やイノシシによる被害をはじめ農業者の高齢化等により、年々厳しくなる一方でございます。

農地につきましては、転用等において農業振興地域や農用地であることを理由に、形式的な保護がされていますが、実質的にはそうとも言えないところがございます。町が進める企業誘致の場所をはじめ開発行為によって既に操業されている工場が農地より高いところに位置し、工場等の排水が下流の農業用水として利用されているところもあり、環境的に決してよいものとは言いがたい状況にあります。

そこで、農業や農地を守る観点から、次の点についてお尋ねいたします。

一つ、立地の関係で、農業、農地に影響を及ぼしそうな工場等の数やそこで製造されている製品及び製造工程で使用される薬品、塗料等を認識されているのかお尋ねいたします。

2番目としまして、工場から排出される排水や騒音及びばい煙等、農地の環境保全（公害防止）のための対策（環境保全協定等）はとられているのかお尋ねいたします。

3番目に、農地の実質的な保護や公害防止の観点から、環境保全条例の制定は考えていないかをお尋ねいたします。

次に2番といたしまして、有限会社ニシケン工業との環境保全協定書の履行について。

波佐見町はニシケン工業と平成16年12月に環境保全協定書を交わしています。有限会社ニシケン工業の産業廃棄物中間処理業につきましては、地元窯業関係者の利用も多く、なくてはならない業務に携わっておられます。しかしながら、創業当初の上記協定書の遵守に関しては不履行の部分が多く、地元としましても問題視されているところでございます。

そこで、町は協定書の当事者として協定書の内容の履行を促すために、いかなる対応や指導を行ってこられたのかをお尋ねいたします。また、地元の信頼を回復するために、どのような取り組みをなされるのかお伺いしたいと思います。

最後に3番目としまして、本年実施されました町政報告会は、6月20日から8月8日までの短期間で22日ですが、中には5日連続で実施されており、執行部の取り組みに敬意を表すものでございます。そこで、町民からの直接の要望事項について、既に対応済みの案件を除き、今後、どのような形で取り扱うのかをお尋ねいたしたいと思っております。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

3番 三石議員の御質問にお答えいたします。

まず、農業振興地域とその環境整備保全についてということで、波佐見町の農業振興は昭和44年に制定された農業振興地域の整備に関する法律によって進められてきたが、近年、農業を取り巻く環境は気候の変動やイノシシ等の鳥獣被害をはじめ農業者の高齢化等により、年々厳しくなる一方である。

農地については、農業振興地域や農用地であることを理由に、形式的な保護がなされているが、町が進める企業誘致の場所をはじめ開発行為によって既に創業している工場の立地との関係で、農地は下部に位置していることから、地域によっては環境的に決してよいものとは言いがたい状況のところもある。

そこで、農業や農地を守る観点から、次の点について問うということで、まず、立地の関係で農業、農地に影響を及ぼしそうな工場等の数やそこで製造されている製品、及び製造工程で使用されている薬品、塗料等を認識しているか。

次に、工場から排出される排水や騒音及びばい煙など、農地の環境保全、公害防止のための方策、環境保全協定等とはしているのかという御質問ですが、企業誘致の観点では、企業が本町に立地し、波佐見町企業立地促進条例の奨励措置を適用する場合は、将来にわたり周辺地域環境の保全、公害防止に努めるよう、町と企業間で具体的な遵守事項及び環境規制基準を定めた環境保全協定を締結することを条件としていることから、そのような条件で進出した企業については、協定書の中で、騒音、振動防止対策、大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策、悪臭防止対策、化学物質の管理等の対応、遵守が義務づけられており、報告を求めたり、立入調査もできるようになっています。

一方、それ以外の立地の場合は、直接、町と協定を結んだり、各種届け出を町へ提出することはなく、それぞれの企業から関係監督官庁へ事業開始に必要な届け出がなされていると判断され、議員が質問されている工場数や製造工程、薬品、塗料等の使用の有無などは本町では把握していません。

当然ながら、環境保全に係る関係法令の遵守は事業所の責務であるので、ほとんどの事業所で適正に管理・運営なされていると考えていますが、もし農地等の環境を悪化させるような事態が発生すれば、その時点で、町としても状況把握の上、事情聴取や対策等、協議対応していく所存であります。

次に、環境保全条例の制定は考えていないかとの御質問ですが、環境保全条例につきましては、本町での制定はありませんが、平成20年度に長崎県で制定された長崎県未来につながる環境を守り育てる条例があり、これに則して町内の環境保全を図っている状況であります。

また、環境保全に関連する本町の条例としまして、波佐見町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、また、波佐見町環境美化の推進に関する条例もあり、県条例及びこれら町の条例の枠の中で対応しておりますので、現在のところ本町における環境保全条例の制定は考えておりません。

しかし、今後、新たに考慮すべき状況が発生すると予測される場合には、十分研究を行い、制定の方向で検討してまいりたいと思います。

次に、ニシケン工業との環境保全協定書の履行について。

波佐見町は、有限会社ニシケン工業と平成16年12月に環境保全協定書を交わしているが、ニシケン工業の産業廃棄物中間処理業については、地元窯業関係者の利用も多く、なくてはならない業務に携わっている。しかしながら、創業当初の上記協定書の遵守に関しては不履

行の部分が多く、地元としても問題視しているところである。そこで、協定書の当事者として協定内容の履行を促すために、いかなる対応や指導を行ってきたのかという御質問と、また、地元の信頼を回復するためにどのような取り組みをしているのかという御質問ですが、ニシケン工業につきましては、平成16年12月村木郷自治会及び村木峠地区連合隣保班を立会人として、本町と環境保全協定書を交わし、その翌年から操業を開始しております。

本事業所は、議員が言われますように、産業廃棄物の中間処理施設として、町内窯業関係者の利用も高いことから、基幹産業である窯業において、その振興、発展の一部を担う重要な職種であると考えております。

しかしながら、操業開始直後から周辺環境を脅かすような営業が見られ、これらについて改善を求めても明確な回答や改善が見られなかったとして、地元住民の根強い不信感が募っていったものと認識しております。

本町としましても、協定書の内容を遵守するよう、幾度となく事業所に足を運び、指導をしまいましたが、直後の改善は見られるものの、時間の経過とともに同じことが繰り返される状況があり、地元の不信感を払拭するまでには至っておりません。

現在、担当課としましては、事業所の下部に農地が広がっている状況から、事業所の排水について事業所自ら年3回の水質検査を行い、検査結果を町へ報告するよう義務づけておりますし、本町はその検査結果を村木峠連合班長へ送付しております。また、県央保健所とも連携し、それぞれ不定期での抜き打ち調査を行うなどして、不適切な営業がなされていないか随時確認を行うようにしております。

次に、3番の町政報告会の今後についてでございます。

本年6月から8月まで実施された町政報告会で出された町民からの要望事項について、今後どのような形で取り扱う考えかという御質問ですが、今回の町政報告会には、22の自治会会場に延べで533人の町民の皆様にご出席をいただきました。参加された皆様からは、喫緊の課題である地方創生への取り組みや国、県との連携といった質問から、身近な問題である窯業や農林業などの産業振興策や後継者問題、鳥獣被害対策、道路や河川の整備や維持管理、防災や災害に関する事項、環境保全、企業誘致への取り組みなど、多岐にわたるお尋ねや御意見・要望をいただきました。

私や特別職、一部管理職は全ての出席を原則に、他の管理職には可能な限り出席して極力その場で回答するよう努め、困難なものについては、後日、改めて各担当より回答・報告す

るようにしました。

また、全自治会での報告会が終了した後は、自治会ごとの報告会の概要を紙面に取りまとめて、9月の自治会長会の折、それぞれ報告を行ったところであります。

先に申しましたとおり、皆様からいただいた御意見・御要望は非常に多岐にわたっており、行政で対応すべきもの、地元で対応すべきもの、あるいは対応願いたいもの、さらには個人がすべきものなどが混在しております。

限られた予算の中で、拡大する住民の行政ニーズ全てを町が対応するという事は、不可能であることを御理解いただき、町がすべきものに対して緊急度や重要度を勘案の上、計画的に対応してまいりたいと思います。

今後も皆様の意見を可能な限り吸収し、今後の町政に反映していく所存であります。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

御答弁ありがとうございます。

私のほうから、一番最初に問題として上げさせていただいた件から、ちょっとお尋ねをいたします。

最初、農業振興地域とその環境保全ということで、農業に影響を及ぼしそうな工場等の数ってというのは把握なさっていないということによろしいんですかね、今の町長の御答弁の中では。お答えをお願いします。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいま町長が申し上げましたとおり、町内の企業について、全てのもの、業種、あるいは製造工程等を把握しているわけではございません。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

私がこの問題を取り上げたのは、基本的に申し上げますと、農業振興地域、また農用地ということで、町長自らがやっぱり各所で、窯業と農業は基幹産業だということをずっとおっしゃってます。その中でも、農業振興地域という枠で実質的な農地を守っていただいているわけです。そうしますと、水は上から下にしか流れないわけです。

ところが、私がこの問題を取り上げたい理由は、村木郷ですけども、村木郷の農地より随

分高いところに大きな鉄工所がございます。船舶を専門とした鉄工所でございます。また、その近隣には、有田町の土地なんですけれども、高研、高く研究する研という字を書きますけど、そういう会社がございます。そちらはFRPの製品をつくられているんですけど、ガラスの粉を作業員が浴びます。退社前にシャワーを浴びて帰るんですけど、その排水は長崎県のほうに流れてきます。

最初に申しました鉄工所も船舶の関係の鉄工所でございますので、いろんなお話を聞きますと、薬品のちょっと……、しっかりした認識はございませんけれども、カドニウムも含めていろんな薬品をお使いになるということも聞いたことがございます。その辺を考えますと、両方とも排水等が流れ込んできているのは農業用水のほうにたどり着きまして、その下流には村木川がございまして、それがずっと流れていきまして波佐見川に合流するという流れなんです。

ところが、今、申しあげました二つの工場から流れ出る水が、農業用水のところはきちんとしたポンプはございませんけど、これは小さくて見にくくて申しわけございません。こういう感じで赤く塗ったところが工場です。稗木場の松尾総建のところまでずっと流れ込んでいくんですけど、その間にポンプを設置して取水ポンプが五つあるんです。そこで水を上げて、田んぼで水稻をつくっておられるところがたくさんあるわけです。そのポンプの足も3カ所あります。

だからそういうことで、そういう農地より高いところの工場から流れ出した排水が、下流の農業用水として使われているわけです。そういうことを考えますと、やっぱり実質的な保護のためには、町とされても調査をしたり、排水の管理をしたりとか、管理ではございませんけれども、排水の流れをチェックしたりとか、水質検査をしたりとかという形をとらないと、3番目に町長もお答えになりましたけれども、公害の問題を含めて、環境保全の条例をつくったらどうかということも含めてなんですが、公害が出てしまったら終わりなんですよ。そういう意味からしましても、工場に関する中身は知りませんでは済まないんじゃないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

このような形の中で、各課の担当の部署的に、例えば住民福祉課は環境保全のことだけという部分で、それに自分たちの精力を継ぎ足していこうと。農業のほうは農業のほう

でありますけれども、そういうふうな形の中の連携がうまくいってなかったんじゃないかなと。自分たちの所管のところは自分たちで解決をしなければいけないという、そういう責任感をそれぞれ持っているわけですね。だから、そういう、今ちょっとお話を聞いた中では、やはりこれは環境保全と農業と、そういうふうな形の中で、やはり共同して取り組む必要があるんじゃないかと。

そして、まずは現状分析をする、そして原因を追究する、そしてその対策というのはどういふものがあるか、そのための手続等はどんなことをしなければならぬかですね。そして、そういうことの中で、やはりまずは自分たちが見た目と、そこは住民の皆さんたち、関係者が見たことと比較をして、そして県との協議しながら、そして対象となる企業の皆さんとのこういう状況だと、これに対してどういふことを。一遍にあしたからすぐせろと言えないけど、過去のこういう現実をきちんと分析をして、そして着実に取り組むようなそういう体制を取り組んでいかなければならぬんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

ありがとうございます。ぜひともそういうことを積極的に進めてもらいたいと思います。

といいますのも、やはり町民憲章の一節には、わたしたちは、心をあわせ美しい緑と水を守り明るい町をつくりましょう、やっぱり水なんです。農業も水なんです。水の大切さを一番真っ先にうたってらっしゃるわけです。憲章自体はやはり町民の努力目標ですから、それを達成するための手段とか施策とかが、行政の皆さん方と私たち議会とが一緒にやっていくことと考えますので、その点についてはよろしくお願いします。

あわせて、下水道の話になりますが、下水道の係の方に確認をいたしますと、計画人口に対して、やっぱり今、27年度末で82.6%、波佐見町の人口に対して43.9%。これ、下水道の計画人口に対して100%いったときには、波佐見町の人口に対して50%ぐらいの方々には、下水道の係としては合併浄化槽を勧めると。

何でかと、なぜ勧めるんですかと。やはり大村湾をきれいにすると。そういう意味からすれば、一般の家庭には汚水、下水含めて、家庭用水含めて、きれいにしましょうというふうなことで動いている。その一方では、やっぱりいろんな形の業務の関係等もあってなかなか進んでないということでございますので、ぜひとも先ほど町長の答弁にありましたように、この件についてはしっかりした対応とそれに対する部分を進めていただきたいというふうに

思いますので、よろしく願いいたします。

続きましてですけど、この問題と、最後の3番に、現在のところは環境保全条例の制定は考えてないと。状況がいろんな形で変化していけば、考えることもあるというふうな御答弁でございました。

といいますのは、先ほども言いましたように、企業誘致の企業さんに関しましては協定書を結ばれると、公害防止の。ということをやつてあります。また、ニシケン工業さんも、そういう意味では協定書を結ばれています。公害っていう文言も出ております、その中には。

ただし、やはりこの問題はどこでそれを認定するかとかいうことにつきましては、かなり難しいんですよ、状況が変わったとかっていう。なぜかといいますと、ここに日本の四大公害についての資料なんですけど、御存じのとおり、四大公害と申しますと、水俣病、第二水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそくです。

しっかりしたデータなんでわかりやすいように書いてあるんですけど、問題化した年を町長は先ほどの答弁でおっしゃったと思うんですけど、問題化したらもう終わりなんです。発生した年と問題化した年っていうのを分けて書いてあります。水俣病は、問題が発生した年が昭和25年、問題化した年が昭和44年です。だから、25年から44年の間は潜伏しとるわけですよ、いろんな形で。第二水俣病に関しましても、昭和35年に発生しておるんですけど、問題化したのは7年。イタイイタイ病に関しては、これはかなりの年数がかかってます、58年かかってます。1910年ごろに発生しておりまして、問題化したのは1968年。四日市ぜんそくは、昭和35年に発生して、問題化したのが42年の7年かかってます。

水の問題に関して人間に害が及ぶというのは、媒体として米があつたり、魚があつたり、食から入ってくる部分が多うございます。そういう面からしても、農地からとれますお米を食べて被害を受けたということがございます。そのためにも、問題発生前にやはりこういうのをつくっておくべきじゃないかということで、今回、提案をさせていただいたんです。

川棚町におきましては、近隣では川棚町はやっぱりその点、大きな日本ハムとか、東芝セラミックスとかっていう企業が早い段階でできておりまして、長崎県の公害防止条例が昭和46年にできてるんですけども、こちらのほうは昭和53年に、既に川棚町の環境保全条例というのがあります。佐世保のほうにも制定されております。なぜかという、川棚との53年の制定に対して、日本ハム株式会社が設立されたのが昭和53年、同じ年です。東芝セラミックスが川棚工場として分離したのが61年10月というふうな形で、早目早目の取り組みをやっ

ております。そういう意味からしても、今回を機に、そういう気運をつくっていただくことはできないでしょうか。御質問します。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

議員言われること、重々理解をいたすところでございます。やはり公害が発生してからでは遅いということから、できるだけ早いうちに周辺環境とか町内全域に対して環境を脅かすような、そういった企業があればすぐ対処せよというようなことだろうと思っておりますけれども、内々のことを申し上げて大変恐縮ですけれども、現在の少ない人員体制の中で、多くの仕事を抱える関係で、事前のそういった公害を及ぼすであろう企業を見つけて回るのが、非常に難しい状況であることも事実あります。

しかしながら、先ほどおっしゃいました環境保全条例ですね、今現在、波佐見町には環境保全条例は策定しておりませんで、県の条例を準用するような形で、何か地元からの苦情が発生した場合に、その条例に沿って動いていくというスタンスでおりますけれども、環境保全条例を策定すれば、町の責務として、そういった環境を脅かすであろう企業に対しては事前に協定書を締結したりとか、苦情処理とか、あるいは勧告、立入調査とか、ある程度の強制力を持って動いていけるというようなこともありますので、今後につきましては、内部で十分協議を行いながら、策定の方向で進めていきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

発生してからは遅いんです。しっかり言っときます。発生してからは遅い。多くの今までが農業と窯業を中心とした産業という、もう一つの形で企業誘致というふうなことを町長もおっしゃっています。そういう意味からして、よって立つ条例、条文がないと、手が打ちづらい。そういう可能性がある企業を見つけること自体もおかしくて、見つけられないですよ。結果が出てから、ずっと前へ前へって追っかけていったところがここだったということです。

なぜかと言いますと、これ、私、新人ですので、11月17日に住民課長から住民課の業務についてのレクチャーあったわけです。この項目にあるんですよ、ちゃんと環境衛生係の説明ということで、公害の防止に関することって書いてある。項目ね、項目がこう書いてある。

中身、何て書いてあると思いますか。特に、大規模な公害は発生していないが、発生した場合は保健所や関係機関と連携し、対策に当たると。公害の防止に関することってというタイ

トルですよ。これが現状である、波佐見町の。結果を言わずとですよ。公害の防止に関する
こと、こういうことやりますということじゃないんです。発生したら、保健所と連携して対
応しますって、できますか。川棚町の環境保全条例、被害者の処置、その他事業所の責任、
損害賠償。公害は広範囲にわたって、さっきありましたように、汚染、大気汚染を含めて、
そういうことが起こって、一人でもそういう被害が出たら公害の認定になるとですよ。全員、
たくさんの方が病気になったりせんば公害になるってということじゃないんです。ですから、
早目に手を打たれたほうが、いろんな形で。企業の誘致であっても進めやすいと思います。
そうしないと、先ほど、最初に町長の答弁がございましたように、1件、1件協定書を結ば
な。どこでどういう形で開発行為があって、進出してくるかわかんないじゃないですか。操
業されるかわかんないんです。そこまでは管理できないでしょう。忙しくてできないと今お
っしゃっているんですから。そういうことも含めていかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

今おっしゃるように、やはり全体的にはなかなか手が届かないところもあると思います。
だから、やはり今おっしゃるような、例えば一番問題となっているそこをポイントとして、
そこを中心として取り組みを進めていかなければならないんじゃないかと。

先ほども言いましたように、現在、いろいろな地元からの意見・要望等もありまして、毎
年、ニシケンの水質検査にしても、27年度は8回、そして28年度が5回やっております。ま
た、そういうちょっとした皆さんの気づきがあったら、すぐ対応して、そしてそういうふう
なこと、県の条例もありますし、ある面では町の環境条例を策定する、この準備にもなるし、
その準備をするにはそれだけの根拠となる原因とか、調査をまずやっていかなければなら
ないんじゃないかというふうに思っております。

今までやってきていることと、今からもきちんとそこを注視して、そして一番懸念されて
ることから一つずつ潰していかないかんのではないかと。そしてそういうような中で、こっ
ちはこっちとして条例策定のほうに県の条例とあわせて、まずはやっぱりその問題が出てくる
ような一番可能性の高いところから取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

ありがとうございます。今、町長の御答弁にあわせていきたいというふうな形であります。

いろんな形で進めるに当たっては大変だろうと思いますが、ぜひとも農地を守る観点からも、水を守る観点からも、今、町が進められているいろんな問題と整合性もありますので、そこを進めていただきたいというふうに思います。

それでは続きまして、2番目の有限会社ニシケン工業との環境保全協定の履行についての質問をさせていただきます。

先ほどとダブる部分もありまして、町長のほうからもニシケン工業さんの水質検査のことをおっしゃっていただいております。ところが、このニシケン工業さんは、以前6月の議会で、最終処分場の関係で請願を村木郷として出された経緯もございます。同時に、町長部局のほうには要望書を同じ形で上げさせてもらっております。

そこで、町長に質問がございます。今回、いろんな形でニシケンさんの問題もございましたけれども、町長もお忙しいとは思いますが、6月、9月、今回、12月なんですけど、村木の峠にございますニシケン工業のほうに行かれたことはございますか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

中にまで入って行っておりません。十分、注視はしておりますけども。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

ありがとうございます。やはりここまで問題が大きくなってる事情は、百聞は一見にしかずでございますので、言葉でいろんな説明をいたしましてもわからないことはございます。町長さんもお忙しいとはわかっておりますが、一度、立ち入りと言ったら言葉かたくなるかもしれませんが、現況の把握のために行ってもらいたいと思います。

それでは、そのことを踏まえ、部所の係のほうで行ってらっしゃったり、指導されたりしておられますので、その辺をちょっと確認しながら、質問にかえさせていただきます。

当然ながら、ニシケン工業さんはこの協定書に基づいて県の許可を頂戴されまして、操業されています。協定書がいかんせん守られてませんよというのは町長の答弁にも入っていましたが、これは基本的に、ニシケンさんの仕事は物すごく窯業界と関係してるということを通告の文書でも上げましたけど、実際、水質検査を年に何回やりました、何回やりましたというのは、ニシケンさんがやっとなすわけですけど、それ以外にそれだけの履行、不履行があるってということに対して、係の部署はどういう指導をされたんですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

係としての対応のことを聞かれていると思っております。これまで町がニシケンさんと環境保全協定を交わして遵守事項を決め、それを守っていただくような形で町も強くかかわっていかねばならないところがございますけれども、これまでのところ、今の職員が担当になりましてからのことしか詳しくはちょっとわかっていないところもありますけれども、なかなか操業当初からニシケンさんの営業に対しては、遵守規定から違反するようなことが多々見られて、地元の方も非常に不信感を持っておられるということは重々承知しておりますし、実際、担当としてもニシケンさんのところに行きまして、協定の中に環境美化の問題として、廃棄物の野積みをしてはならないという協定項目があるにもかかわらず、野積みが多々見られると。

そういうことに関しては、実際の担当も行きまして、社長に会いまして、これはちょっと協定違反ですよということから、すぐに改善を求めるように指導をしたという経緯はありますが、何分、やはりニシケンさんも、議員言われるとおりに窯業界にとっては振興の一翼を担っていただいていると、非常に重要な職種でありますし、できるだけ地元と良好な関係を保っていただくために、こちらとしても、何といたしますか、強い指導力を持って指導したというふうなことではなくて、ちょっとお願いというような形でしておりますので、なかなか多少の改善は見られても、また同じことの繰り返しがあったということが見受けられます。

ですから、こちらとしても毅然とした対応がとれなくて、改善がなかなか進まないというところに対して、地元方、三石議員もそうだと思いますけれども、町に対する不満もあらわれるかと思えます。これまで毅然とした態度をとれなかったことは反省しております、今後におきましては、そういった指導の徹底を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

ありがとうございます。できれば回答はもうちょっと短くお願いします。

協定書の確認にいきます。そういうことでございましたら、ニシケンさんに関して改善命令第12条をおとりになったことがありますか、ありませんか。簡単をお願いします。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

改善命令を行ったことはありません。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

じゃあ、13条にいきます。立入検査をされたということでございます。自主管理点検表を検査したことがありますか、ありませんか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

それもございません。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

一番最後に、協定書の、そういう廃棄物を協議という形で、2項の中に取り扱う廃棄物及び施設の変更が生じた場合も当事者同士で協議をすると、ニシケンさんと波佐見町と協議をすると。地元からニシケンさんが当初、田中興業さんから預けられたスペースというのがあの看板が立ってるエリアなんですけど、その上を造成されたような状況がございまして、そのときに地元から連絡を係に入れております。

係に入れましたところ、一応、行かれたんですけど、ニシケンさんがあそこは駐車場ですということでおっしゃって、駐車場であっても、施設の変更はエリアの拡大含めて概念としては入ってるだろうということを言いましたが、押されきっちゃって、向こうの主張を飲まされたような形で、施設の変更には当たらないというふうなことをおっしゃっております。その点について、今のお考えをお聞かせください。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

確かに今言われましたとおり、駐車場の拡張の分があったということも、係としては聞いておいたというふうに思っておりますが、その分についてもニシケンさんとの協議は行っておりませんでした。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

ありがとうございます。ということは、協定書のチェックを入れるところには、何も踏み込んでないということですよ。水質検査は向こうから任意で出される。水質検査をやる月は

決まってるんですけど、その写しを地元の人にコピーを出されるだけであります。何ら、協定書を履行するに当たって、こっちからのモーションが起きてないんです。そらあもう、野積みもそのままにされているのも当たり前じゃないですか。何も言ってないんだから。だから、協定書の意味なかですよ。

協定書というのは、当事者間の取り決め事項を記載した書類のことで、基本的には契約書と同義です。ならば、相手方は言うでしょう。商売で、品物を収めたときに金やらんやったら。そこをしっかりとやらしてもらわないと、最終的に泣く目を見るのは町民なんです。前の最終処分場もうまくいかないのは、中間処理の業務が適正に行われていなかったってということが一番の原因でもあるわけです、要因の一つでもあるわけです。そこをしっかりとやらせるのは行政の仕事じゃないですか。どうでしょうか。簡単をお願いします。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

確かに協定書の当事者として、そういった遵守事項の不履行について強い指導力を持って改善させなかった点については反省をしておりますし、おわびを申し上げたいと思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

ありがとうございます。次回の議会でおわびをしないように頑張ってください。

それでは、最後の町政報告会の質問に移らせていただきます。

先ほども壇上で質問させていただきましたように、相当ハードな日程で、皆さん方御協力いただきまして、本当ありがとうございます。

報告会の記録を頂戴しまして、約248件。全部をしっかりと見ているわけではございませんけれども、私が見た感じでは、建設関係が64件、農林関係が42件、教育が37件、水道が5件、企画財政、商工振興が34件、総務その他が66件、いろんな形で町民の要求は多種多様です。町長がおっしゃったように。この問題をいかに可能な限り町政に生かしていくかというのは、皆さん方、私たちも含めて努力していかないといけないと思います。

その点、私が思いましたことは、この中の要望の中で、一番私たちが大人としてやはりこの問題を予算化して何とかしてあげたいなという部分については、子供たちの通学路、すなわち歩道の横の立木が、枝木をこう来てるという案件とか、あとは一番多かった意見が町民の皆さん方が今現実的に要望なさってることだと解釈をすれば、川の中の流木です。立木を

を何とか伐採してくれというのがかなりの数の御意見がございました。その点、次年度の予算も含めて、可能であればそういう方向で進んでいただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

まず、河川の雑木に関してございますけれども、ほとんどの河川が、大体、二級河川となっております。県の管理がほとんどでございます。その分につきましては、以前から議会でも、あるいは地元からも要望も出ておりますし、そういったことで年次計画で県にお願いをしながら、下流側から伐採を今、川棚川をして、ことし、長野川をちょっとしていただいた状況で、なかなか限られた予算でございますので、やっぱり全体を一遍にとかいうのが厳しゅうございまして、そういったことで要望をしながら進めていただいている状況でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

ありがとうございます。予算がないということも含めて、県の担当の分ということもあるんでしょうけど、ぜひとも例えばの話なんですけれども、永尾郷からの御意見がございまして、永尾三股の子供たちの通学路に、織田自動車さんから稗ノ尾公園の間の歩道で、上から枯れ木等が落ちてきたりして危ないと。これ、そがん予算がかからんとは思うわけですね。切るとに。それとか、要望書でその前に上がっておりました皿山と甲長野の間の道で、子供たちはやっぱり大人と違って体も小さいし、危険が一番入りやすいですね。だから、これが皿山の通学路の件ですけれども、現地調査をして処理するって、地主さんに報告をするとかっていうことをやるっていう対応もされてます。

私がなぜこれを言いたいのかっていうのは、基本的に午前中の同僚議員の質問の中においても、歴史文化交流館に3億1,600万近い金を借り入れするわけでしょう。永尾の歩道の上の木ば切るとにどんくらいかかると思います。だから、それを考えると、今、守る弱い立場の人たちをしっかりと守ってあげないといかんと思うとです。将来的に、文化財だ、まちづくりだっていうのも確かにございますけど、子供は我々の宝ですよ。将来、有望な宝です。そういう子供たちをしっかりとカバーしてあげるための予算は、それこそはいででもやってもらいたい。そがんと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

ありがとうございます。まず、永尾三股の通学路の件でございますが、要望がございましたので、早速、その都度、環境美化作業員さんに依頼をかけて清掃を行いました。

あと、木の伐採については、個人の所有でございますので、建設課を通じて個人さんのほうに通知を出させていただきました。また、甲長野の通学路も現地を確認しまして、建設課と今、協議中でございます。

以上です。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

議員申されますように、子供は我々の宝であり、将来を託す子供たちでございます。その子供たちが登下校する通学路については、安全・安心して通学するという、それを確保してやるのが当然のことでございます。したがって、今、具体的なところが出ましたけれども、そういうところについても具体的に今後検討をしながら、子供たちを守っていく、そういう対策をとっていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

福田次長の御答弁がございましたけれども、それは当然なんです。枯葉は掃きました。地主さんには連絡しました。その答弁だからできないんですよ。そこを乗り越えてやってくれて、今、言いよっと。それは誰でもしますよ、どこの。僕、個人的に行ってもそが言わすです、建設課に行って。子供の毎日通る危険を回避するためには、そこを越えんとだめじゃないですか。地主さんには切ってくれて、それは当たり前の話。地主さん、切る予算がなかったらどがんすつとですか。先を考えて、知恵を絞ってやるべきだと思うんです。だから、3億を借りるのであれば、10万円借りてやってくださいということです。

以上です。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

大変、厳しい内容でございますが、当然、そこにはいろんな法律的な制約もございますし、個人の所有もあります。教育長が答弁したとおり、私たちの思いは、子供たちを一生懸命守

るということでございますので、これから先も限られた中ではございますが、一生懸命最善を尽くしていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

ありがとうございました。

これで質問を終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、3番 三石孝議員の質問を終わります。

以上で通告がありました一般質問は全部終了しました。

これで一般質問を終了します。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立ください。

午後3時8分 散会